

板橋区子ども家庭支援指針

(板橋区児童虐待防止対応ガイドライン)



板橋区要保護児童対策地域協議会 板橋区子ども家庭総合支援センター

24時間対応

児童相談所虐待対応ダイヤル

(いちはやく)
TEL:189

24時間対応

子どもなんでも相談(区民向け)

TEL:0120-925-610

24時間対応

相談・通告ダイヤル(関係機関向け)

TEL:5944-2374

児童相談所相談専用ダイヤル

(いちはやく おなやみを)
TEL:0120-189-783

子ども家庭相談(区民向け継続相談)

TEL:5944-2373

要保護児童対策地域協議会事務局

*閉庁時は「子どもなんでも相談」に転送

TEL:5944-2372

次代を担う板橋区の子どもたちの健やかで心豊かな成長のために

目 次

第1章 子どもたちの権利と児童虐待等について	3
1 子どもの権利（子どもの権利条約）	4
(1) 子どもの4つの権利	4
(2) 子どもの権利条約（4つの原則）	4
(3) 子ども家庭総合支援センターでは	4
2 児童虐待等	5
(1) 児童虐待とは	5
(2) 児童虐待の定義	5
(3) 児童虐待による影響	6
3 特定妊婦への支援	7
(1) 妊婦支援について	7
(2) 特定妊婦の具体的な事例	7
(3) 特定妊婦の支援で目指すもの	8
4 ヤングケアラーへの支援	9
(1) ヤングケアラーとは	9
(2) なぜ、子どもがケアを担うのか	9
(3) 多角な視点からのヤングケアラーの把握へ	10
(4) アセスメントに基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討	11
第2章 板橋区子ども家庭総合支援センター	13
1 板橋区子ども家庭総合支援センターの設置	14
2 組織体制及び運営	15
(1) 組織体制	15
(2) 開所・運営時間	15
(3) 夜間・休日の対応	15
(4) 相談・通告受付の流れ	16
(5) 相談・通告受付のイメージ	17
3 要保護児童対策地域協議会	18
(1) 板橋区要保護児童対策地域協議会（要対協）	18
(2) 代表者会議	20
(3) 実務者会議と進行管理	20
(4) 個別ケース検討会議・情報共有	20
第3章 児童虐待等の初動対応ガイドライン	21
1 初動対応ガイドライン3つのポイント	22
2 児童虐待通告・相談から支援決定までの流れのイメージ	23
3 関係機関における通告義務	24

4 通告時のポイント	25
(1) 児童虐待に気づくためのチェックリスト	25
(2) 通告確認シート	27
(3) 児童虐待発見から通告時のポイント	28
第4章 関係機関別初動対応ガイドライン	31
1 保育園	33
2 幼稚園	34
3 小学校	35
4 中学校	36
5 あいキッズ（板橋区放課後対策事業）	38
6 指導室・教育支援センター・地域教育力推進課	39
7 健康福祉センター	40
8 児童館	42
9 福祉事務所	43
10 男女平等推進センター・男女社会参画課	44
11 おとしより保健福祉センター	45
12 障がい政策課・障がいサービス課・健康推進課	46
13 医療機関	47
14 警察署・少年センター	48
15 消防署	49
16 民生委員・児童委員、主任児童委員	50
17 母子生活支援施設「カーサはるにれ」・宿所提供的施設「ふじみ」「小豆沢荘」	51
18 児童養護施設	52
19 民間団体・NPO 法人・地域サークル等	53
20 社会福祉協議会	54
21 東京少年鑑別所・東京法務少年支援センター	55
22 ショートステイ・ファミリーサポート	56

第1章 子どもたちの権利と児童虐待等について

1 子どもの権利（子どもの権利条約）

*ユニセフ HP より一部抜粋

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

（1）子どもの4つの権利

①生きる権利

健康かつ人間らしい住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、子どもの命が守られること。

②育つ権利

勉強したり、遊んだりして、子どもが自分の持つ能力を十分に伸ばしながら成長できること。

③守られる権利

子どもがあらゆる紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること。

④参加する権利

子どもの意見が尊重され、自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

（2）子どもの権利条約（4つの原則）

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

（3）SDGs

目標 16 の 16.2 [子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する] にもターゲットとして明確化されています。

（4）子ども家庭総合支援センターでは

子ども家庭総合支援センターでは、子ども・子育てに関する各機関と連携のうえで、切れ目ない包括的な児童相談体制を構築し、「4つの権利」、「4つの原則」を保障することを最優先に相談援助活動を行い、全力で擁護していきます。

2 児童虐待等

(1) 児童虐待とは

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律に次のように規定されています。

児童虐待防止法 第2条

「この法律において、児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者を言う。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たないものをいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」

※下記記載「(2) 児童虐待の定義」のとおり

(2) 児童虐待の定義

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(例) 段る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に長時間閉め出す など

②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせる。

(例) 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

③ネグレクト（育児放棄）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(例) 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、学校に登校させない、乳幼児を残して外出する、第三者による虐待を保護者が放置する など

④心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例) 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

虐待行為は、この4つに分類されていますが、実際には重複して起こることがあります。また、命の危険に関わらなくとも保護者と安心で安全な関係を築けずに過ごすことは、子どもの自己肯定感が育たず、心身の発達に影響を与えることになります。

(3) 児童虐待による影響

虐待を受けている子どもは、最も安心して生きることのできるはずの家庭の中に、子どもとしての存在を認めてもらえる心理的・物理的居場所がなく、愛情を受けとめてもらえるはずの親との親密な関係が築かれないと愛着の形成ができず、年齢相応に成長できないばかりか、子ども時代に受けたトラウマにより、大人になってからも、社会生活を送るうえでの、大きなハンディを長期的に背負わされることになります。

身体的影響	打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。 身体的虐待が重篤な場合には、死に至ることや重い障害が残る可能性があります。
知的発達面への影響	安心できない環境で生活することにより、栄養や感覚刺激の不足・日常的な関わりが欠如し、もともとの能力に比しても知的発達が十分に得られないことがあります。
心理的影响	<ul style="list-style-type: none">●自己肯定感がもてない 安定した愛情が受けられず、健全な自我の芽生えができていないために、自分に自信がもてず無力感により不安になることがあります。自分の周囲の出来事に過敏に反応しがちです。●対人関係がうまくできない 虐待を受けてきた子どもは、他者との基本的な信頼関係を結ぶことが難しくなります。そのため、他者への不信感や、不安感をもちやすくなります。誰にでも甘えることや、反対に暴力をふるう場合もあります。●問題行動を引き起こす 自己の意思・感情を相手や状況次第で変えなければならないため、感情をコントロールする力が育ちにくくなります。自分より弱い相手に対して暴力的態度で接することや、些細なことがきっかけで激しい怒りが爆発しパニックになることもあります。
きょうだいへの影響	虐待を見ているきょうだいにも影響を与えます。子どもによつては、自分が受けていると思い込んでしまう子など、直接虐待を受けていなくても心に傷を負うことになります。
成人期の影響	成人しても深刻な問題として残り、生活や人間関係に支障が生じる場合があります。また、虐待を受けて育った人が親になったときに、自分の子どもを虐待してしまう世代間連鎖が生じることもあります。

3 特定妊婦への支援

(1) 妊婦支援について

板橋区では、区内5か所の健康福祉センターが妊娠期からの相談窓口となっています。相談及び医療機関等と連携していくなかで、支援が必要と思われる妊婦を以下のとおりアセスメントしていきます。

①ハイリスク妊婦

健康福祉センターにおいて妊娠届出書や妊娠面接時のアンケート、医療機関からの情報提供等をもとにしたアセスメントの結果、継続支援が必要と判断された妊婦。

②要支援妊婦

健康福祉センターで「ハイリスク妊婦」とアセスメントし、組織的判断をして健康福祉センターの支援を継続とした妊婦及び要保護児童対策地域協議会に報告したが、協議の結果、受理されなかった妊婦。

③特定妊婦

健康福祉センターで「ハイリスク妊婦」とアセスメントし、要保護児童対策地域協議会に報告した結果、受理され、子ども家庭総合支援センターが支援を開始した妊婦。

特定妊婦とは…

児童福祉法で、出産後の子の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。収入が不安定、統合失調症などの精神疾患、望まない妊娠をした場合などがこれにあたります。

特定妊婦は養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会を通じて養育上の支援を受けることとなります。(同法第6条の3第5項および第25条の2)。

特定妊婦の個人情報の取扱いについて、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる地方自治体間や地方自治体と医療機関との情報交換は、同法で明文化されています。(同法第21条の10の5第2項)。

(2) 特定妊婦の具体的な事例

①飛び込み出産

特定妊婦の判断要件には「出産の準備をしていない妊婦」が含まれます。飛び込み出産により、出産前に特定妊婦として支援者が連携できなかった事案について、出生した乳児は要保護児童または要支援児童として連携が図られます。要保護児童の場合は児童福祉法第25条により通告され、要支援児童の場合は児童福祉法第21条の10の5第1項により情報提供されることとなります。

②若年妊娠

特定妊婦の判断要件には若年妊娠が含まれており、産後には文字通り「子どもが子どもを育てる」状況が生じます。未婚かつ未成年で子どもを出産した女性は、成人するまでの期間民法の定め(第833条または867条)により、出産した子どもの親権を行うことができないため、若年妊娠の場合には親権の問題にも注意を向ける必要があります。

③すでに養育の問題がある妊婦

特定妊婦の判断要件には、「要保護児童、要支援児童を養育している妊婦」も挙げられています。

④妊婦の心身の不調

特定妊婦の判断要件には、「心身の不調」や「こころの問題」などもあり、エジンバラ産後うつ病質問票などを用いることで、養育機能不全や虐待死に至る危険性が事前に察知される場合があります。

⑤予期しない妊娠／妊娠葛藤

特定妊婦の判断要件には、「予期しない妊娠」や「妊娠葛藤」が挙げられています。厚生労働省は、地方自治体の長などに対して妊娠等に悩む人に向けた相談窓口を整備すること、各機関が連携して支援にあたることを求めていました。仮に、出産後にも実親による養育が期待できない状況が続く場合には、養子縁組制度や里親制度が社会的な受け皿の候補となります。

(3) 特定妊婦の支援で目指すもの

- ①安全な出産に向けての早期のかかわり（予防的介入）
- ②出生0日を迎える前に支援方針が決まっていること
- ③具体的かつ現実的支援であること、母子保健分野と支援計画を検討

①<特定妊婦の把握～健康福祉センターとの連携>

母子事例検討会への出席……早期のかかわり、連携の必要性の判断

②<特定妊婦への支援～サービスの案内、相談の受け止め>

- ・支援者の不在、第2子以降の場合上の子の支援、疾病や障害を持つ母の負担軽減、外国人等制度の理解不足がある場合は、育児支援ヘルパー、ファミリーサポートセンター事業等子育て在宅サービスの提供を積極的に行う。
- ・虐待のリスクが高い場合は、養育支援訪問事業の導入を検討する。

③<必要に応じた介入的対応の準備～一時保護を見据えた検討>

- ・出産病院が未定
- ・妊娠37週までの出産準備が不確定（どこで生活するか、子育て物品の準備）
- ・支援に対して拒否的
⇒これらの状況があった場合は介入の準備を行う。



4 ヤングケアラーへの支援

*令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラー」の早期対応に関する研究より抜粋

(1) ヤングケアラーとは

本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされています。

- (例) ①障がいや病気のある家族に代わり洗濯、掃除、料理等の家事をしている。
②家族に代わり幼いきょうだいの世話をしている。
③家計を支えるために労働をして障がいや病気のある家族を助けている。

ヤングケアラーとは

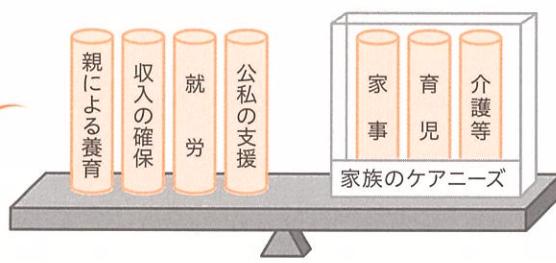
本来大人が担うべき家事、家族の世話、介護等を日常的に行っている子ども

(2) なぜ、子どもがケアを担うのか

親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスの取れている状態から、家族が病気や障がいを持つことでケアニーズが増えたり、親の離婚や、それに伴う就労時間の増加により、養育・扶養機能が不十分になると、そのバランスが崩れます。そのバランスを保つために、子どもが家族のケアニーズを支える側に回りバランスをとる状況が発生します。一度、この状態になってしまふと、バランスを保ち続けるために子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムになってしまいます。

【図表 1】

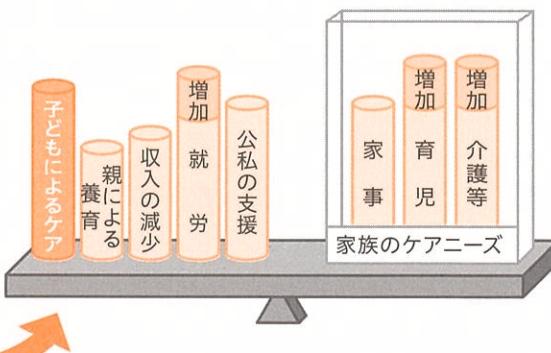
①バランスの取れた生活



②バランスの崩壊



③ヤングケアラーによるバランスの保持



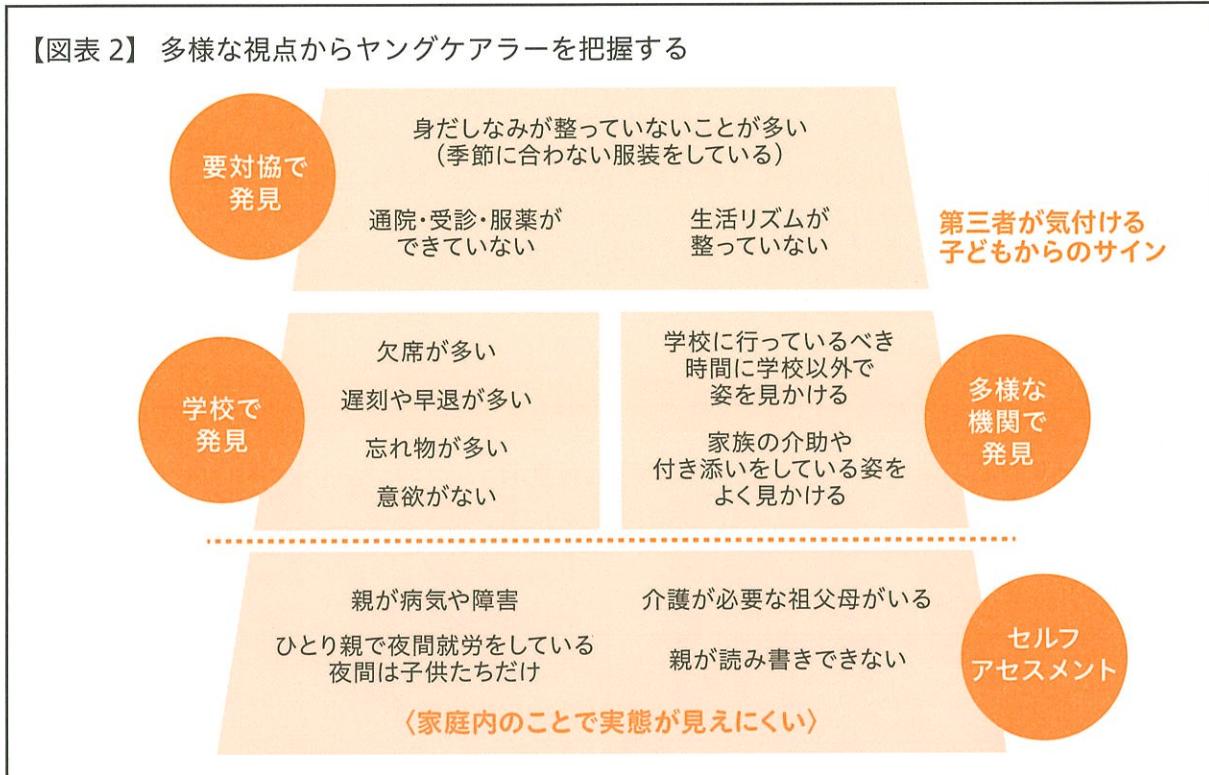
※上記のようにヤングケアラーになった子どもたちは、家族のバランスを取るために重要なファクターとなってしまいます。

(3) 多様な視点からのヤングケアラーの把握へ

「学校に行けていない」など、外部から把握できる状況に至らないことも多くあり、周りの関係者が気づきにくいこともヤングケアラーの特徴の1つでもあります。そこで、要保護児童対策地域協議会や学校で、子どもへの支援の必要性やどのような支援を必要としているかを確認したうえで、必要な支援や関係機関につないでいくことが求められます。

また、発見していくのと同時に、子ども自身が気づけるような機会を作っていくことも重要です。一方で、学校はヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、「学校に来ているから問題はない」ではなく、学校においてヤングケアラーであることが心配される子どものチェック体制を新たに構築し、要保護児童対策地域協議会などを活用し、連携・協力していくことが必要です。

【図表2】多様な視点からヤングケアラーを把握する



ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズを共有し、どうしていくかと一緒に考え、解決していく」ものです。

「命の安全確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なり、守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」などが侵害されている可能性がないかを確認し、要保護、要支援等に關係なく、すべての子どもたちに対して、すべての機関が主体的に捉え、子どもへの支援を行っていく必要があります。

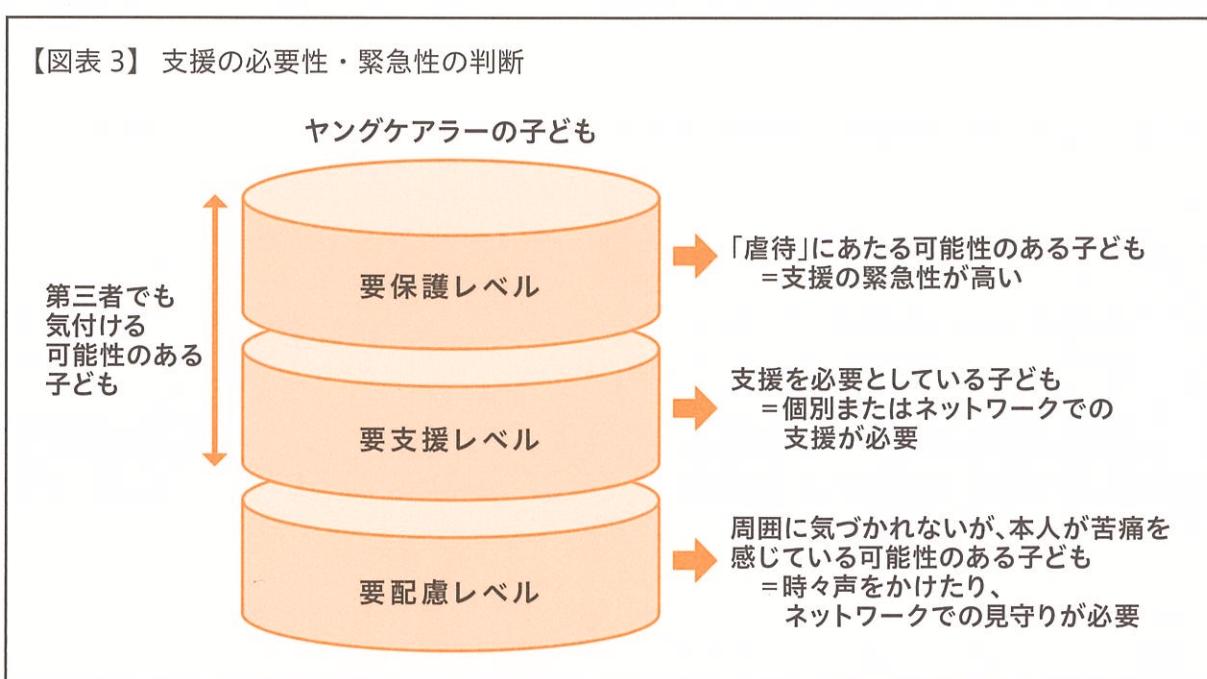
(4) アセスメントに基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。

子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。

また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

【図表3】 支援の必要性・緊急性の判断



ヤングケアラー支援は、「発見すること」と「子どもの状況や意向に応じた支援すること」をセットで考えることが重要であり、児童福祉に限定されず、健康福祉・高齢福祉・障がい福祉など、多様な機関が連携・協力し、この問題をすべての機関が主体的に捉えて支援していくことが重要です。

また、「虐待かどうか」という視点だけでなく、「子どもの権利侵害」という視点で子どもの支援を考えることが必要です。

第2章　板橋区子ども家庭総合支援センター

(板橋区要保護児童対策地域協議会)

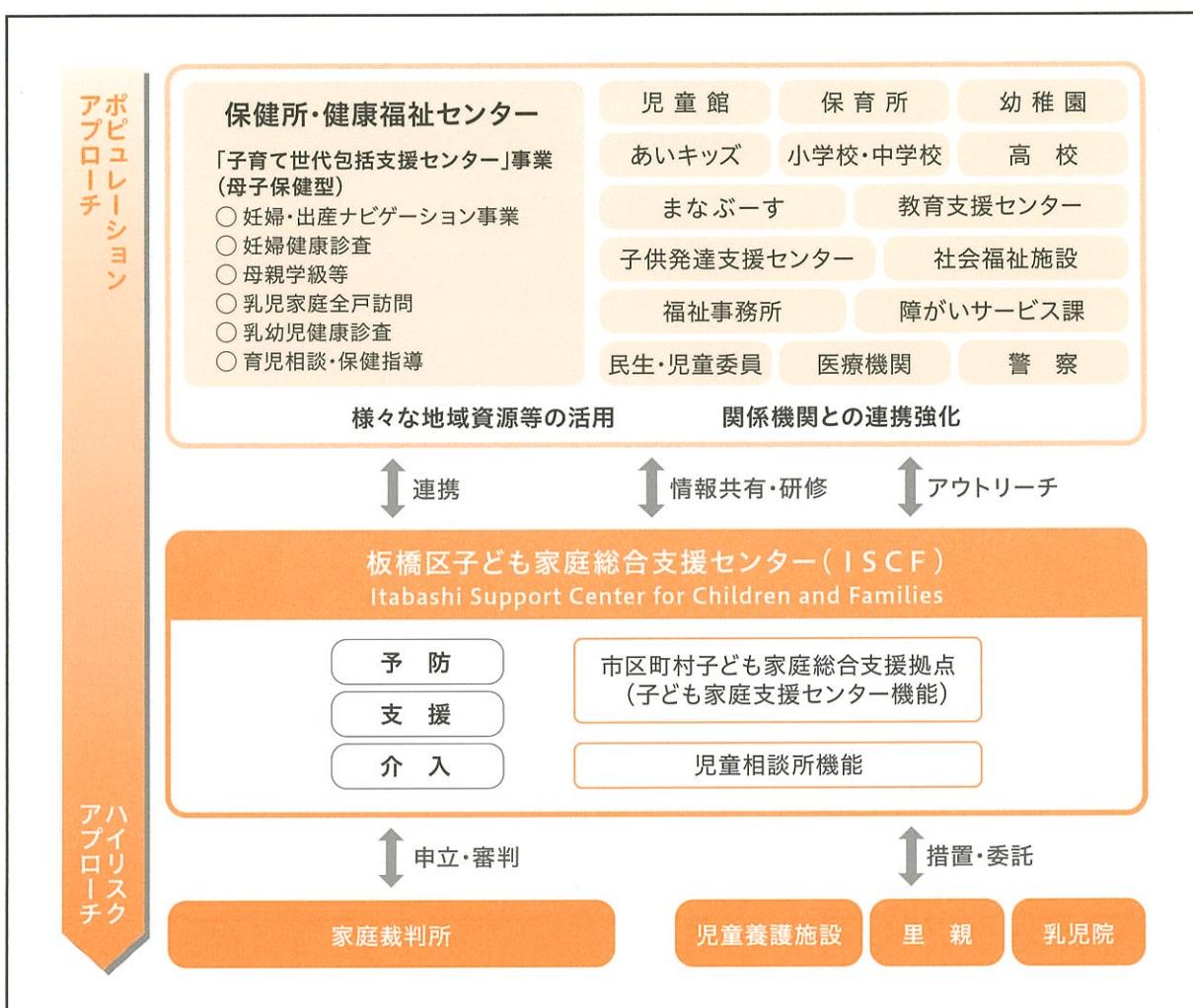
(子ども家庭総合支援拠点機能)

(児童相談所機能)

1 板橋区子ども家庭総合支援センターの設置

令和4年4月に板橋区子ども家庭総合支援センターが開設し、同年7月から区が児童相談所設置市となり、子ども家庭支援センターが担っていた「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と、東京都が担っていた「児童相談所」の二つの機能を併せ持つことで、様々な相談・通告等に対して、「支援」から一時保護といった「介入」に至るまで、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ適切に対応できる体制の構築が可能となりました。

また、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の取り組みとして、妊娠期から切れ目なく様々な相談を受けるだけに留まらず、関係機関への研修等を強化するとともに、必要な支援等を受けられていない子どもや家庭に対する積極的なアウトリーチにより、児童虐待だけではなく、ヤングケアラー等も含めて、支援ニーズを早期に把握し、適切な支援機関等へ繋げることで、児童虐待等の未然防止や予防を着実に推進します。

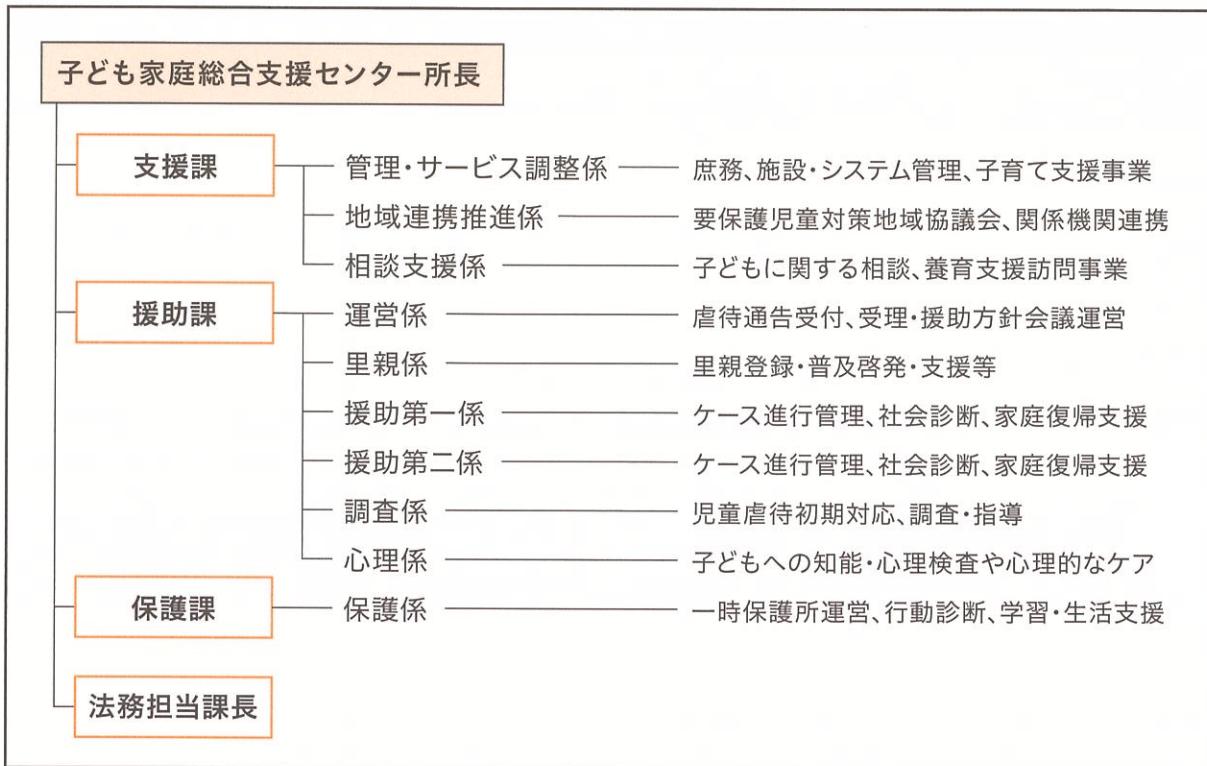


※ポピュレーションアプローチとは、様々な問題行動等に対して、高いリスクを持った人に限定せず、集団などのリスクを全体的に下げるために行なう支援。

2 組織体制及び運営

(1) 組織体制

子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制で業務にあたっていきます。



(2) 開所・運営時間

子ども家庭総合支援センターの窓口開所時間は、平日（月曜日～金曜日）の8:30～17:00とします。また、夜間・休日も含め24時間365日受電可能な委託事業者による相談・通告用ダイヤルを別途設置します。

開所・運営時間	
板橋区子ども家庭総合支援センター	8:30～17:00
一時保護所	24時間365日

(3) 夜間・休日の対応

夜間、休日の相談・通告については、区が設置する24時間365日対応の相談・通告ダイヤルにおいて、委託事業者が受電対応を行います。

委託事業者は、所定のアセスメントシートに基づき、情報の聞き取りを行い、状況に応じて子ども家庭総合支援センター電話当番職員へ連絡します（緊急性の高い場合には、委託事業者が警察への110番通報を行います）。

連絡を受けた当番職員は、所定のアセスメントシートをもとに情報を整理し、所・課長の指示・判断のもと、安全確認や緊急一時保護等に向けた調整を行います。

また、夜間・休日の警察からの身柄付き通告については、当番職員や一時保護所職員が警察と必要な連絡調整を行い、迅速に一時保護等の対応を行います。

■夜間・休日対応

夜 間	土日・祝日／年末年始	(参考) 平日 開所時間
17:00～翌8:30	8:30～17:00	8:30～17:00
委託事業者が電話で相談・通告に応じる。虐待通告（189からの受電を含む）で緊急の対応が必要な場合は、子ども家庭総合支援センター電話当番職員に連絡し、対応を依頼する。		子ども家庭総合支援センター職員や委託事業者が受電対応を行う。

（4）相談・通告受付の流れ

子ども家庭総合支援センターでは、子どもや子育てに関する相談・通告を、区民や関係機関から幅広く受け付けます。

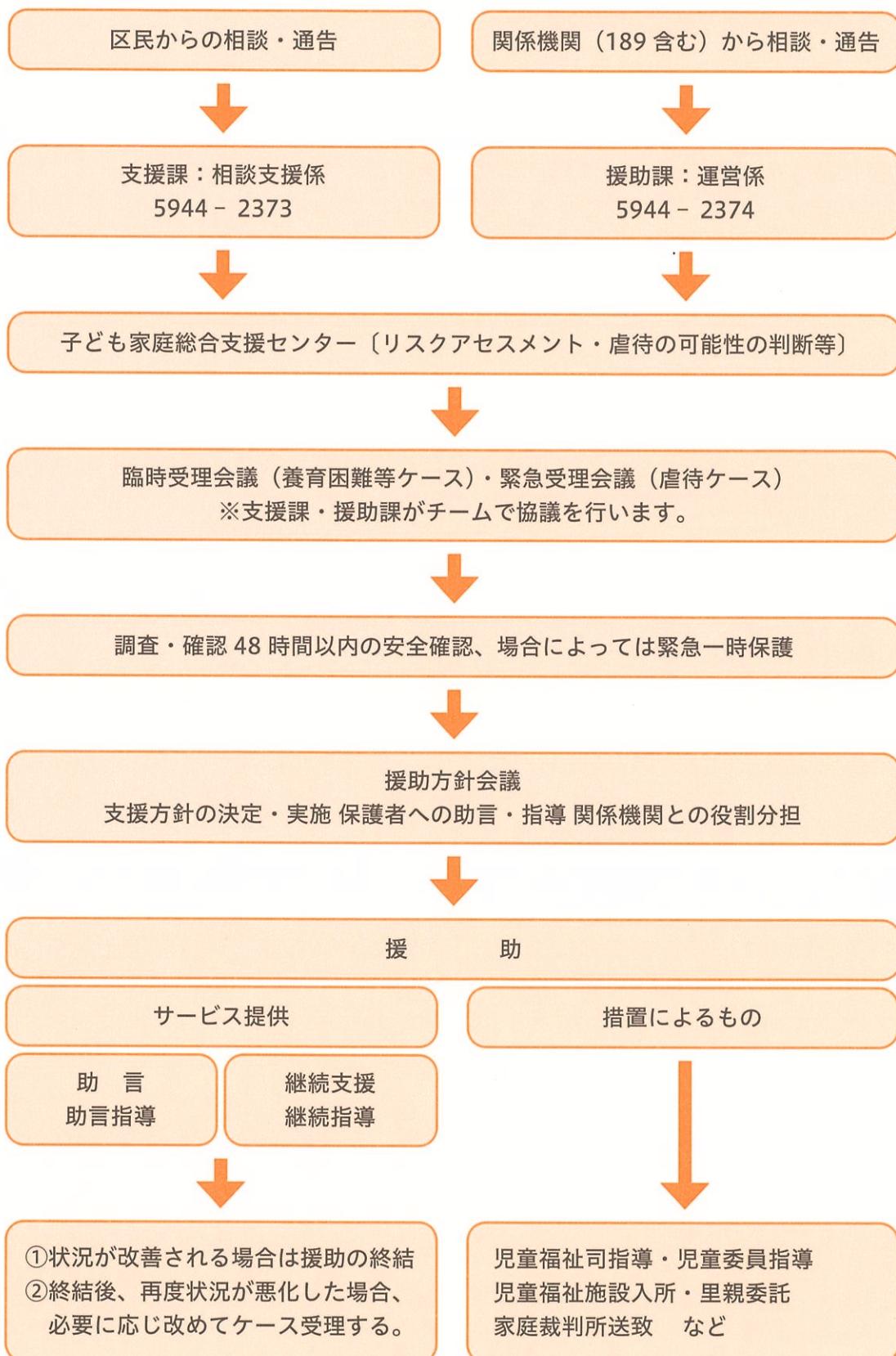
区民からの相談については、支援課相談支援係が窓口となり、必要な助言やサービスの提供につなげます。相談を受け付けた際には、内容を確認・整理したうえで、受理会議にて主たる担当者や当面の調査方針を検討します。その後、受理会議での方針を踏まえ調査を重ね、援助方針会議で今後の支援方針を決定します。

関係機関からの相談・通告については、援助課運営係が受付を行います。受理会議を経て、児童福祉司を中心にケースそれぞれについて必要な調査や診断を行い、援助方針会議において援助の方向性を決定します。

相談・通告のうち、虐待が疑われる事案を受理した場合には、速やかに緊急受理会議を開催し、通告受理から48時間以内に安全確認を行います。

緊急受理会議では、緊急度に応じて、子どもの安全確認の方法や一時保護の必要性などについて確認します。安全確認については、職員又は職員が依頼した者により、子どもを直接目視することを基本とし、安全が確保できない場合には緊急一時保護を実施します。

(5) 相談・通告受付のイメージ



3 板橋区要保護児童対策地域協議会

(1) 板橋区要保護児童対策地域協議会

位置づけ

平成 17 年 4 月施行の改正児童福祉法により新設。要保護児童とその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、関係機関によって構成されます。「置くことができる」と規定されていましたが、平成 20 年 4 月施行の改正児童福祉法により、「置くよう努めなければならない」と規定が強化されました。(児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項)

目的

要保護児童等の早期発見や保護、適切な支援をするための支援内容の協議を行う。

- 個人情報保護のもと、関係機関相互の情報提供の協力要請と情報の共有
- 関係機関の役割分担と連携体制の明確化

※守秘義務：地域協議会における情報共有は、支援対象児童等の適切な支援を図るものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(児童福祉法第 25 条の 5)

対象

要保護児童：保護者のいない児童または、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であり、被虐待児童だけでなく非行、障がい児等も含まれます。

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

果たすべき機能

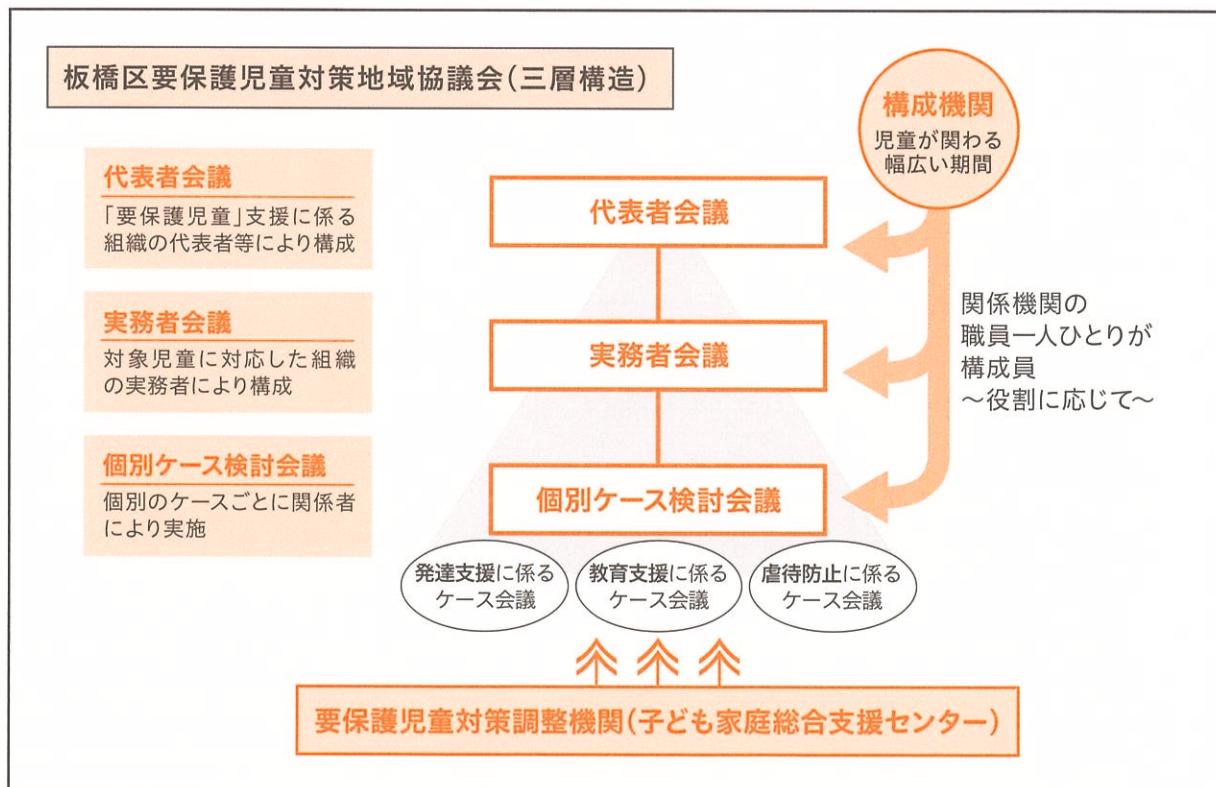
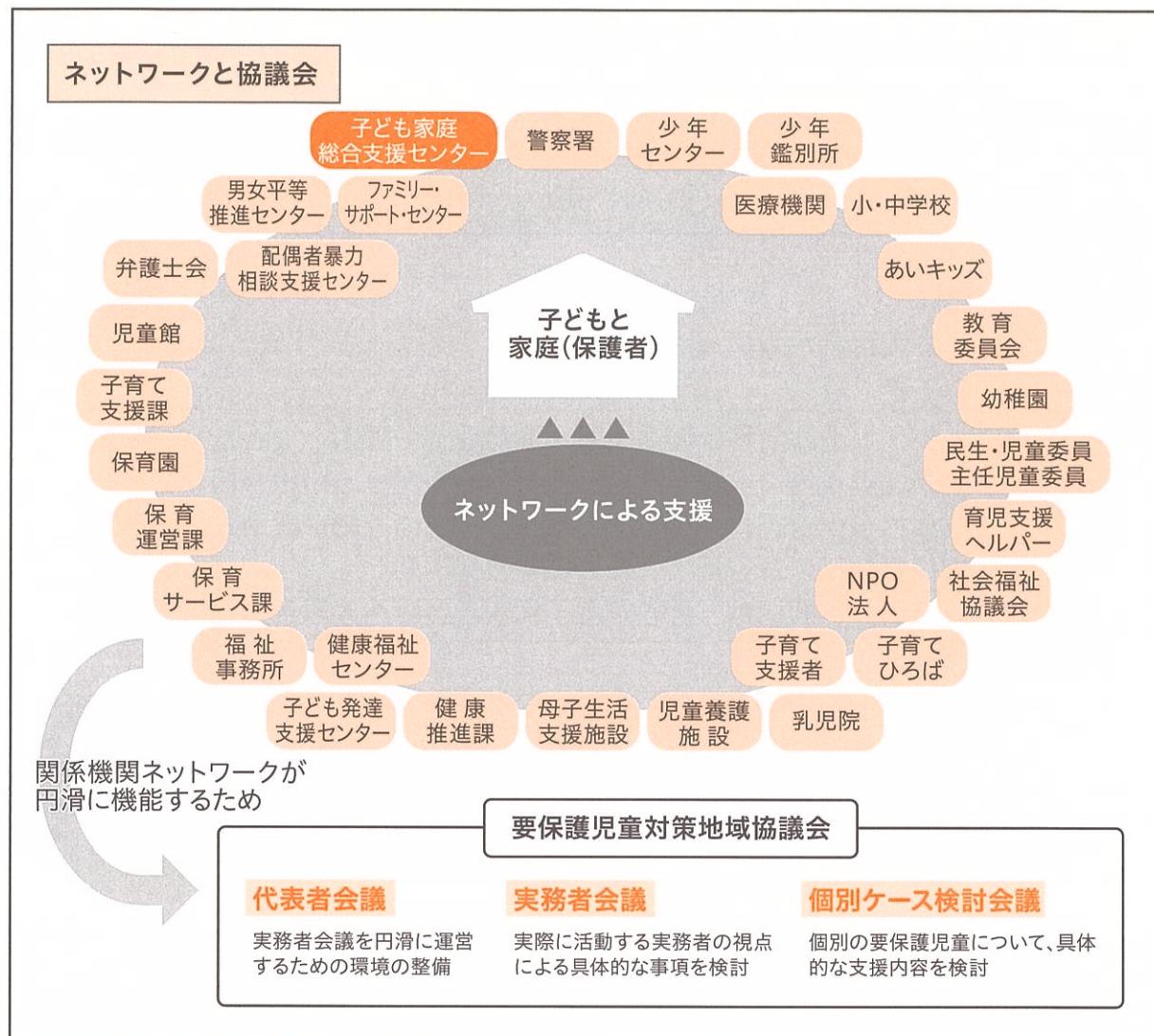
「要保護児童等」の早期発見や適切な保護のため、当該児童等に係る関係機関がその児童等に関する情報等を共有すること、関係機関の連携体制の下で対応することが重要です。

ポイント

- 関係機関の役割分担と連携体制の明確化
- 関係機関に対する情報提供の協力要請と情報の共有

そのために……

関係機関等により構成され、個人情報保護のもと、「要保護児童等」に関する情報交換及び情報共有、支援内容の協議を行う機関 「要保護児童対策地域協議会」を法定化



(2) 代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として開催する。

内 容	○要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 ○実務者会議からの活動状況の報告と評価
-----	--

(3) 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議で、個別の支援対象児童についての協議を行う。

内 容	○定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の検討 ○要保護児童等の実態把握や支援しているケースの総合的な把握 ○支援対象児童等について、定期的な状況の確認や援助方針の見直し ○要保護児童対策を推進するための啓発活動 ○協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告に関すること
-----	--

○進行管理について

実務者会議は、22中学校区ごとに区域を設定し、該当地区の関係機関に所属しているケース児童の情報共有、リスクの共有などを行い、各ケースの総合的な把握を行います。

その際に、進行管理台帳（要支援児童等の状況が記載された台帳）を用いて、所属とのすべての児童の状況を確認します。

(4) 個別ケース検討会議

個別の支援対象児童等について、直接関わりのある担当者や、今後関わる可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援内容等を検討するためを開催する。

内 容	○要保護児童の状況の把握や問題点の確認（危険度・緊急度の判断） ○援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ○支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 ○実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
-----	--

○個人情報の考え方

要保護児童対策地域協議会の構成員は協議会内でやり取りをする限り、必要な個人情報の共有が認められています。同時に、要対協の協議会内で知り得た情報を外に漏らしてはならないという守秘義務が課されています。

（児童福祉法第25条の5）

第3章 児童虐待等の初動対応ガイドライン 各機関共通

(発見から相談・通告、初動対応までの流れ)

1 初動対応ガイドライン3つのポイント

① 相談・通告のルール

連絡先 ～通告・連絡は援助課運営係 ☎ 5944-2374(24時間対応)
(休日夜間はコールセンターで受電)

組織対応 通告・相談^{*1}は必ず組織決定(管理職等報告)を経て行う

*生命の危険がある場合などは迷わずに110番

具体的に 児童からの聞き取りは具体的に(性的虐待を除く)確認
「誰にも言わない」等の約束は行わない

通告確認シートの活用 ケガや傷、あざ等は写真で記録

迷わずに 疑いも含め、相談・通告は迷わずに

速やかに 状況の把握後、速やかに子家総へ迅速な連携が肝心

② 初期調査

役割分担 役割分担(児の聞き取り・保護者への連絡・家庭訪問など)

子家総で初期調査実施(通告元以外の機関の情報の収集)

緊急対応 性的虐待が疑われる場合の聞き取りは子家総で行う

状況によっては一時保護を見据えて児童の留め置きなどの可能性もある

③ 要保護児童等への支援と見守りのルール

要対協 要保護児童対策地域協議会の要保護児童等に登録して対応

ケース会議 関係機関が複数にわたる場合など、状況に応じて個別ケース検討会議^{*2}を実施し情報を共有。各機関の役割分担を確認

初動対応 主担当機関^{*3}(部署)、キーパーソン^{*4}を明確化しつつ、関係機関と子ども家庭総合支援センターが協力して対応(児童の権利を最優先とする)

子家総の支援 ケースの状況に応じて、子家総の支援体制を検討
寄添型支援：子ども家庭支援センター機能による相談ベースで対応
介入型支援：児童相談所機能で指導、介入、保護等の対応

経過対応 主訴解消に向けて子家総と関係機関で協力して支援を実施

支援実施 主訴解消に向けて子家総と関係機関で協力して支援を実施

見守継続 子家総の支援終了後、各関係機関での見守り継続が重要

状況相談 見守り継続中、心配な点がある場合は子家総に相談通告

支援再開 状況悪化の疑いがある場合、子家総は速やかに支援再開

* 1 通告：児童虐待(疑いを含む)に関する内容

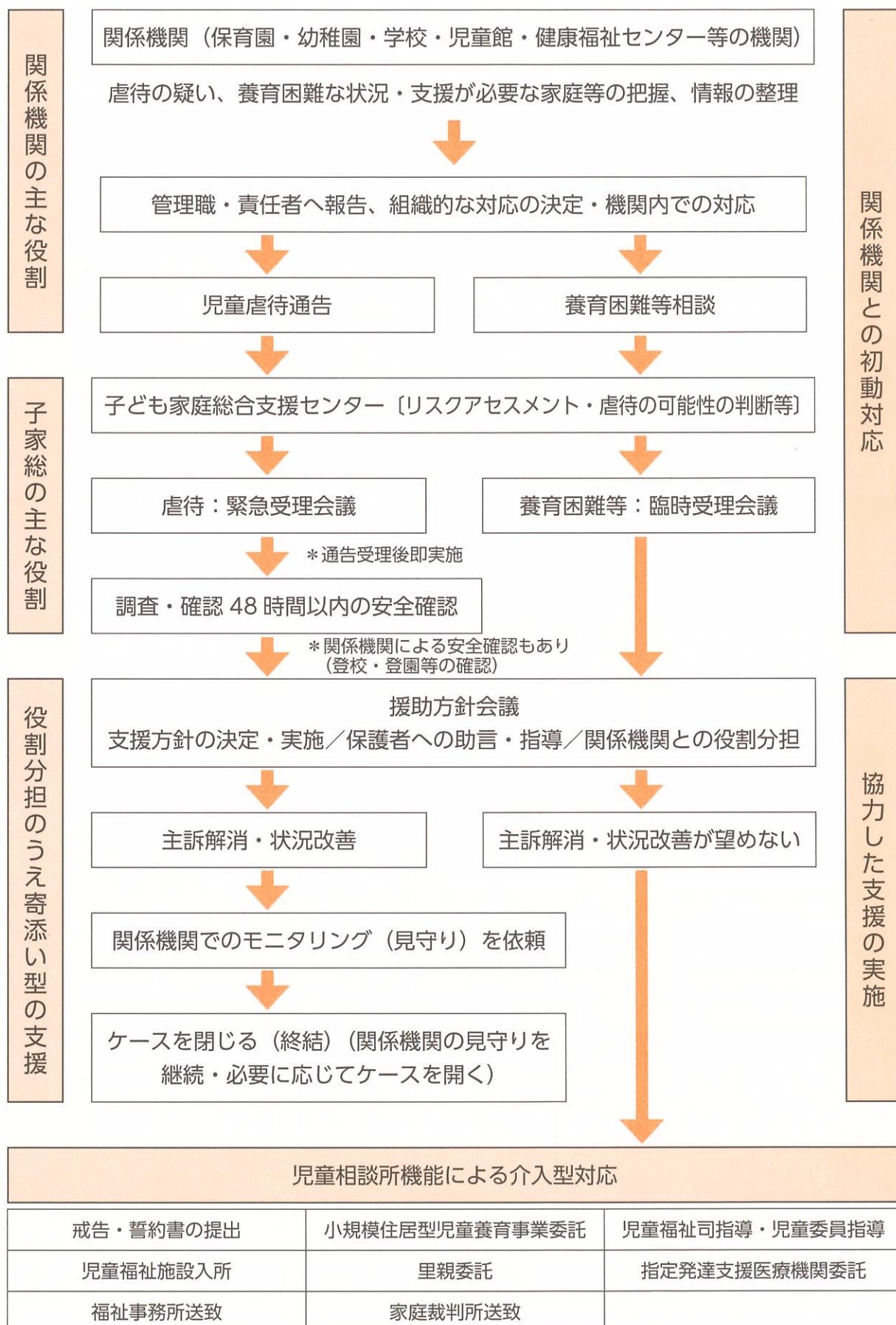
相談：児童虐待(疑いを含む)以外(養育困難・養育不安等)の内容

* 2 個別ケース検討会議；ケースに対する具体的な支援内容等を検討するための会議

* 3 主担当機関：ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になったりすることを防ぐため、必ず主担当機関を定める。主担当機関と他の機関は、緊密な連携のもとに援助又は支援を行う

* 4 キーパーソン：主たる支援者

2 児童虐待通告・相談から支援決定までの流れのイメージ



3 関係機関における通告義務

児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条では、すべての国民に對して児童虐待を発見した場合の通告義務を課しています。

児童虐待の防止等に関する法律第5条では、児童の福祉に職務上關係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覺し、児童虐待の早期発見に努めなければならぬとされています。

養育困難家庭、支援が必要な家庭、養育不安を抱える保護者、子どもの困りごとの相談に関しても児童福祉の向上の観点からも同様の対応が必要です。

■板橋区における通告・相談先

～板橋区の子どもたちを板橋区で守るために～

関係機関の通告先（24時間365日対応） 03（5944）2374

関係機関からの児童虐待等に関する相談、通告に対し児童の安全の確保、必要な支援を行います。月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時まで常勤の相談員が対応し、それ以外の時間帯は専門職を配置したコールセンターが対応します。

子どもなんでも相談（24時間365日対応） 0120-925-610

18歳未満の子どもについての本人や保護者からの相談を受け付け、必要な支援を行います。

24時間365日体制で専門職を配置したコールセンターが対応します。

子ども家庭相談

03（5944）2373

区民からの子どもや家庭に関する困りごとや継続的な相談に対して、月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時まで常勤の相談員が対応します。閉庁時間帯は「子どもなんでも相談」に転送されます。

緊急を要する場合の通報場所

緊急かつ重篤な事例、危険を伴う事例などの緊急対応については最寄りの警察署へご連絡ください。

板 橋 警察署 3964-0110

志 村 警察署 3966-0110

高島平 警察署 3979-0110

4 通告時のポイント

(1) 児童虐待に気づくためのチェックリスト

(共通) 虐待に該当しますので、すぐに通告してください。

1	子どもの様子	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
2		家の外に閉め出されている
3		衣服や身体が極端に不潔である
4		食事を与えられていない
5		夜遅くまで遊んだり、徘徊したりしている
6	保護者	小さい子どもを置いたまま外出している
7		体罰を正当化する
8		子どもが怪我や病気をしても医師に見せない、怪我等について不自然な説明をする

(共通) 虐待の可能性がありますので、迷わず通告（連絡）してください。

1	子どもの様子	いつも子どもの泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる
2		極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少等）
3		季節にそぐわない服装をしている
4		食事に異常な執着を示す
5		ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない
6		気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）
7		態度が怯えていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
8		家に帰りたくないそぶりがある
9		誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い
10	保護者の様子	地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である
11		子どもの養育に関して拒否的、無関心である
12		年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
13		子どもに対して拒否的な発言をする
14		気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させる
15		夜間徘徊などを黙認する

(関係機関別) 民生委員・児童委員

1	公園などで一人で夜遅くまで遊んでいる
2	近所から子どもの虐待の目撃情報がある
3	長らく子どもの姿が見えず、近所でも心配をしている
4	外で保護者が子どもをよく怒鳴っている
5	子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

(関係機関別) 保育所・幼稚園・学校等

1	給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
2	無断欠席が多く連絡がとれない
3	保護者がいつも行事などに子どもを参加させない
4	治療が必要であっても受診させない

(関係機関別) 医療機関

1	怪我の説明が二転三転し、矛盾する
2	子どもから怪我の原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子
3	病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
4	子どもの健康状態に無関心である
5	不審な怪我がある
6	保護者（母親）にも不審なあざ等がある

(関係機関別) その他各種機関

1	子育て家庭においてライフラインが止まっている
2	子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
3	訪問時に、不自然に子どもを隠し、追い返そうとする
4	保護者が子どもを叩くのを目撃した、住民から子どもの虐待の目撃等の情報がある。
5	低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで店に入りしている
6	低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで電車やバスに乗っている、構内にいる
7	低年齢の子どもが夜遅く商店街を徘徊している
8	子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である
9	乗り物やプラットホーム等の公共の場で、保護者が子どもを叩く等の目撃情報がある
10	商店街などで、保護者が子どもを叩く、怒鳴る等の目撃情報がある
11	子どもが万引きをしている

(2) 通告確認シート

通告確認シート	聴取年月日： 年 月 日 (記入：)
---------	------------------------

●虐待を受けている子どもに関する情報

氏名		男・女	生年月日	年 月 日 (年 歳 か月)
住所				
学校	未就学 ・ 就学 → _____ 保・幼・小・中・高 (年 組) 担任名 :			
保護者	(父) (母)			
家族の状況				
きょうだいの有無 (登校状況)				

●虐待の内容 (身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待・不明)

発生している場所	
いつから (頻度)	
誰が	
どのような虐待をしている	

●子どもの状況

現在の様子	
安全確認	本日は 出席している ・ していない
本人の訴え、希望	

●通告者

氏名	(男・女)	児童との関係	
住所		電話	
機関	家族 近隣 保育園 幼稚園 学校 児童館 あいキッズ 医療機関 健康福祉センター 福祉事務所 民生・児童委員 警察 その他 ()		
情報源	1 通告者は 実際に目撃した・悲鳴や音を聞いて推測した・身体の傷を見て推測した 2 通告者は 児童本人・虐待者・関係者 () から聞いた 3 通告者は 今回の件について、児童の家族と 話し合った・話し合っていない		
保護者の了解	保護者は この連絡を 承知 ・ 拒否 ・ 知らない		
通告先	子ども家庭総合支援センターのほかに、今回の情報を 通告した () ・ 通告していない		

※コピーしてお使いください。

(3) 児童虐待発見から通告時のポイント

①身体的虐待被害児童の受傷写真の重要性

写真は均一的な情報を瞬時に理解することが出来るものです。児童の証言が得られないとき、虐待事実の有無を判断する際の根拠となりうるものです。受傷後速やかに撮影された写真は傷の形態や受傷経過を明らかにするために有効で、虐待対応の根拠となるのですが、司法機関が事件化する際の証拠資料になることもあります。

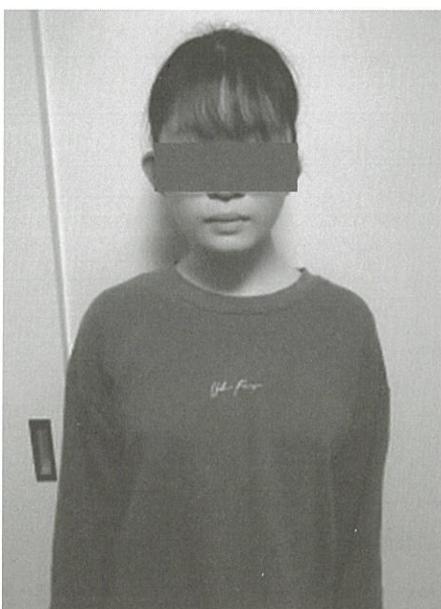
②傷の撮影方法

撮影は以下のように全身写真→関連写真→組写真（近写）と（接写）の順序で行います。

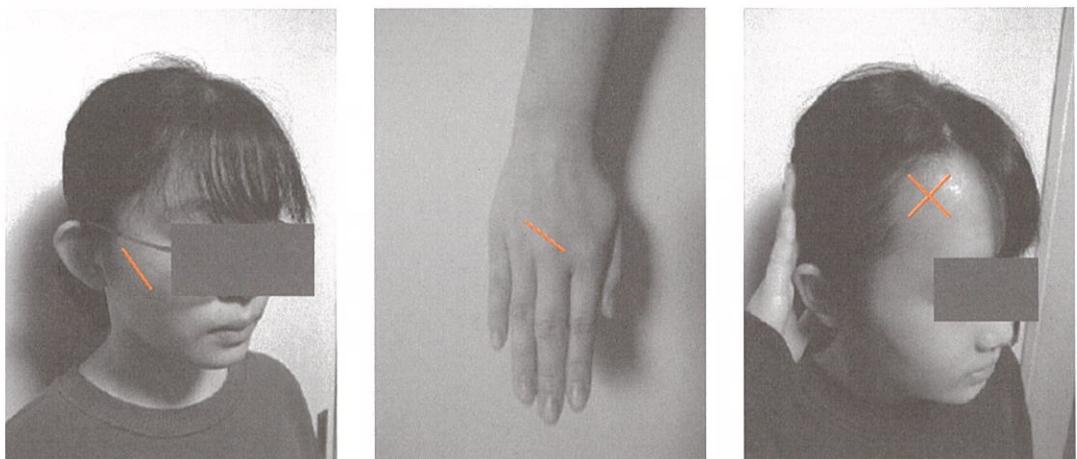
(ア) 全身写真の撮影（児童が誰か分かるためのもの）



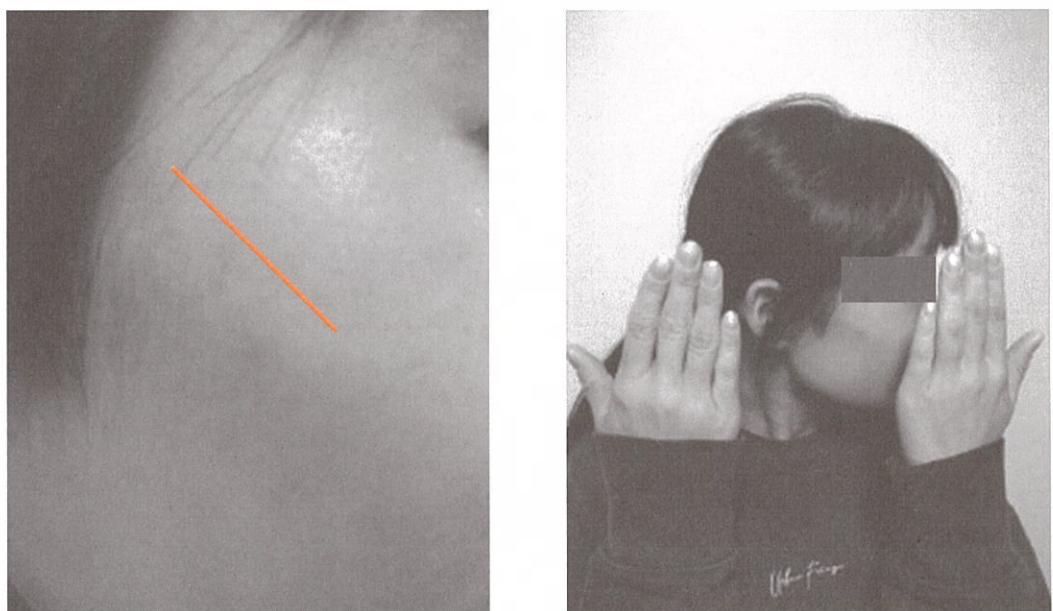
(イ) 関連写真の撮影例



(ウ) 組写真（近写）



(エ) 組写真（接写）



③早期に確実な写真をしなければならない理由

(ア) 早期に撮影しなければならない理由

一般的には傷は受傷した直後のほうが部位・形状・大きさが明瞭で、時間経過と共に自然治癒力や加療等により形状や色調が変わり、やがて何によって出来た傷かさえ分からなくなります。

ただし挫傷（打撲傷）のように、時間経過により色合いが鮮明になる例もあります。

(イ) 確実な撮影をしなければならない理由

児童の負担軽減のため、撮影された写真は記録として残るだけでなく、司法機関が証拠として活用することもあるので、ブレていたりピントがあつっていないような不鮮明な写真とならないように撮影後、写真の確認をしてください。

④児童への虐待内容の聞き取りポイント

身体的虐待	1. 傷あざの有無 2. いつ、誰からか 3. 暴力の頻度 4. 暴力のきっかけ 5. 守ってくれる人はいるか
ネグレクト	1. 身なり、におい 2. 忘れ物や提出物の様子 3. 保護者の帰宅時間 4. 不在の頻度
心理的虐待	1. いつ 2. どこで 3. 誰からか 4. 具体的な暴言の内容 5. 暴言の頻度

性的虐待が疑われる場合は、児童への聞き取りは控えて
可能な範囲で情報を収集してください。

速やかな虐待対応のための、通告時の3つのポイント

1. 連絡は管理職から

虐待対応は組織的な対応が必要となります。管理職以外の場合は事前に管理職へ報告・相談をお願いします。

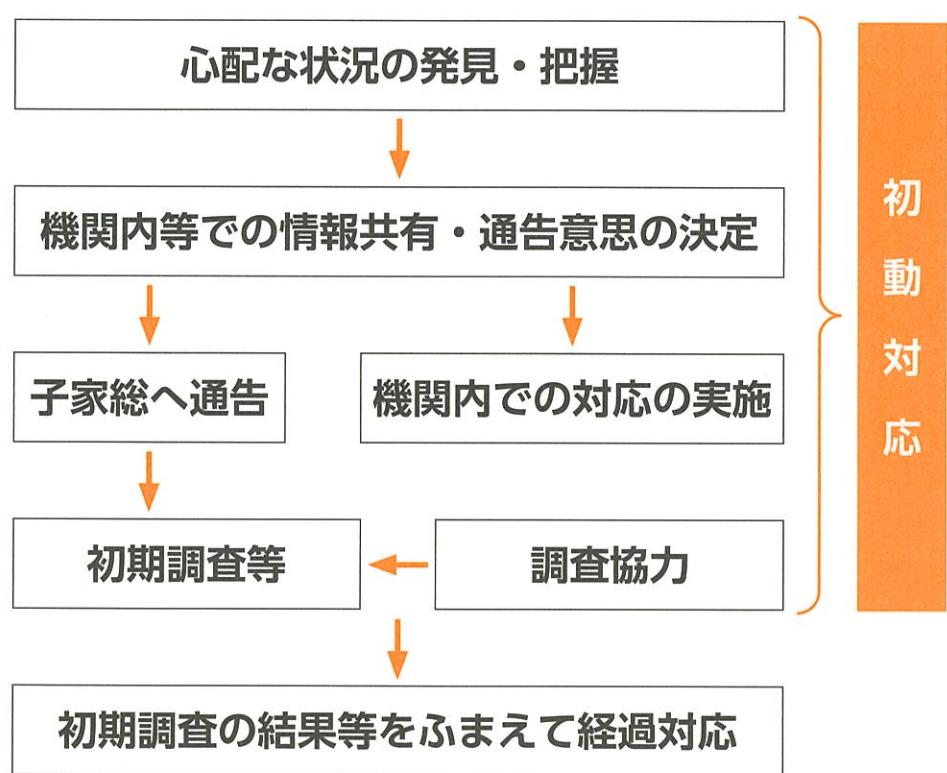
2. 事態を把握したら早急に通告

一時保護や児童面談が必要な場合、帰宅時間が遅くなると保護者に気付かれ事態が悪化することになります。午前中に発見した事例の連絡は可能な限り午前中に、午後に発見した場合、児童・生徒が帰宅する前の連絡をお願いします。

3. 保護者への通告義務の説明

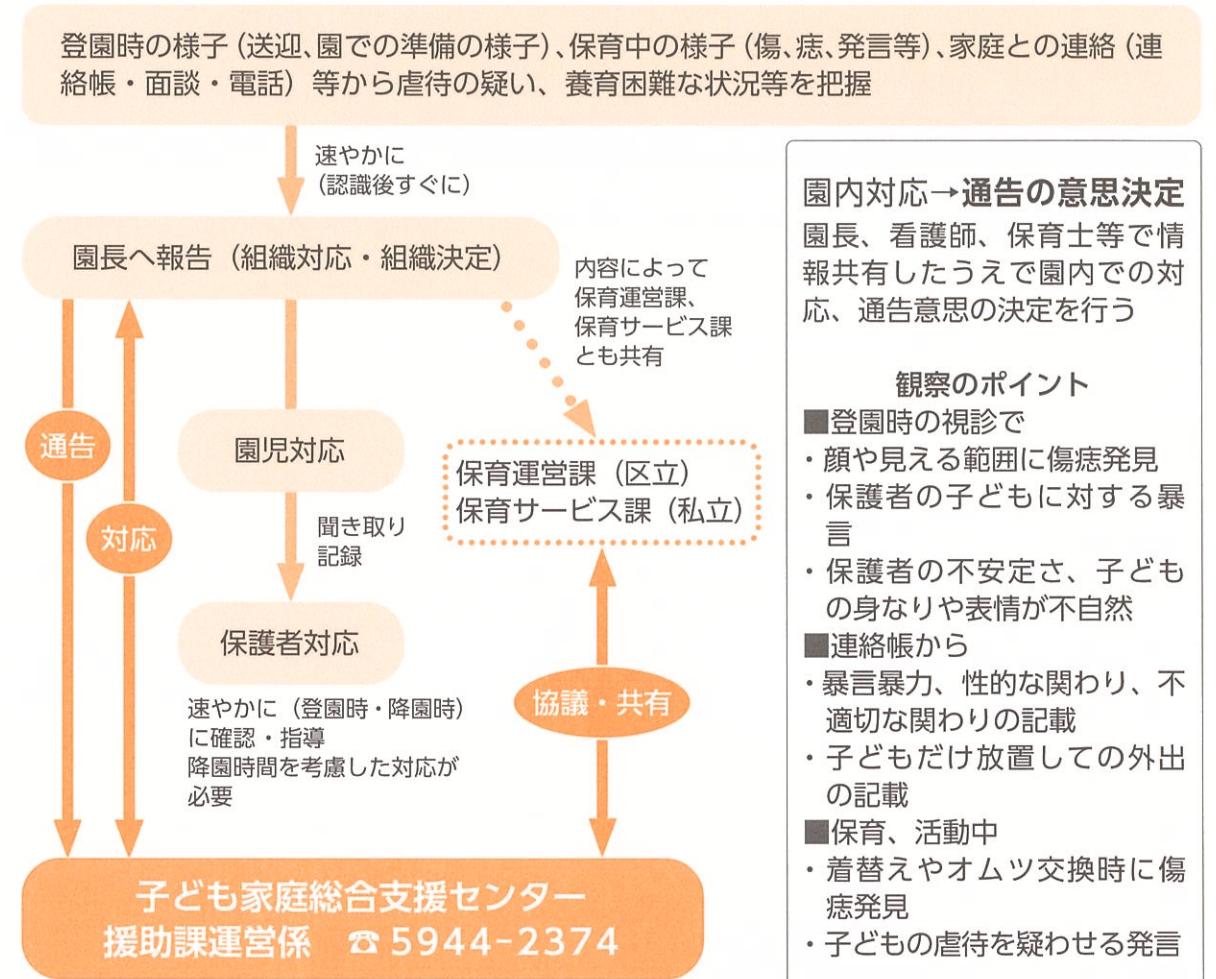
関係機関からの通告の場合、保護者は容易に通告者を特定できます。通告者を秘匿することで、通告者と保護者との関係が悪化することが見込まれます。保護者に対して、通告の法的義務があること、特に、子どもに関わる機関には通告義務が強く求められていることを説明し、子ども家庭総合支援センターへ連絡した旨をお伝えください。

第4章 関係機関別初動対応ガイドライン



保育園

■児童虐待・養育困難家庭等把握から通告・相談までの流れ（初期対応）■



■対応ルール■

組織決定	通告等は事前に園長に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中で連携）する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える。
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事故対応	重篤な案件、訴訟等のリスクがある案件は保育運営課、または保育サービス課と連携する

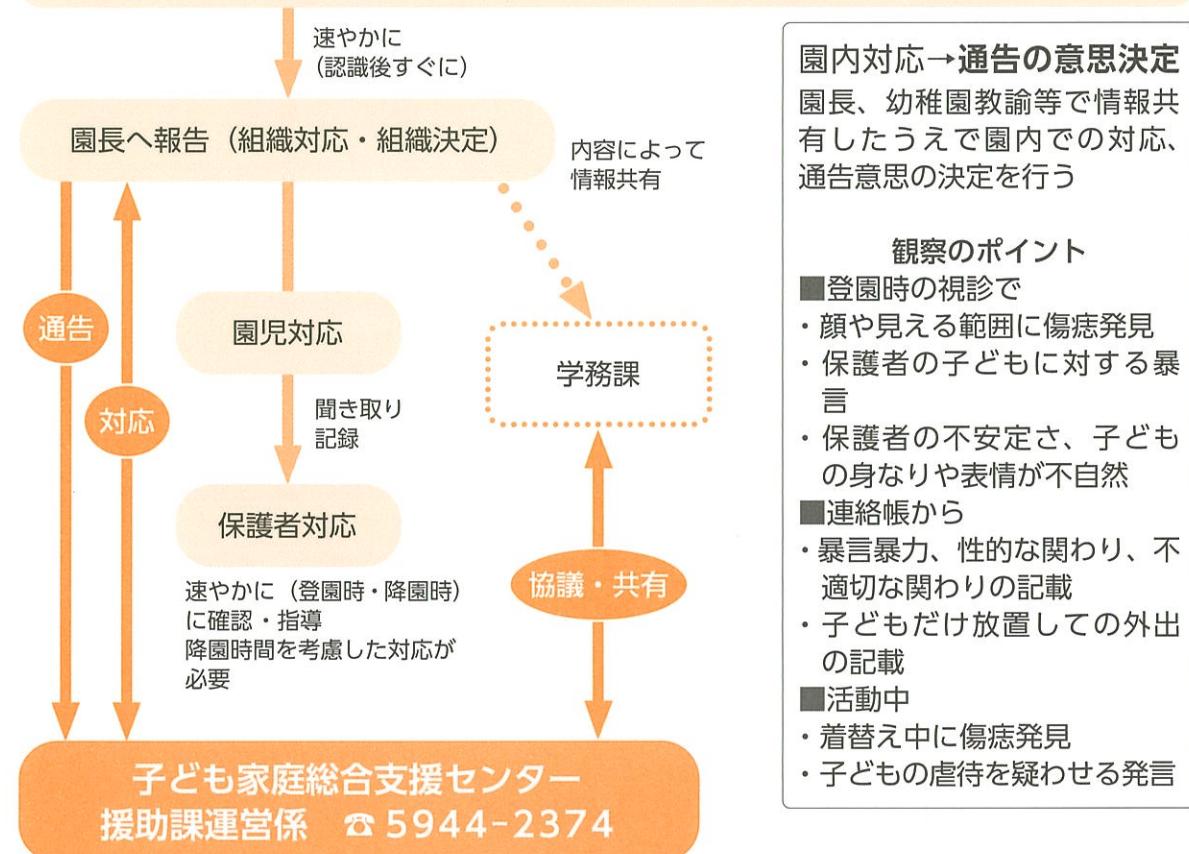
■ポイント■

早期発見	登園降園時の様子、連絡帳、子どもの様子から児童虐待の疑いを把握する
周知	入園説明会、しおり、保護者会等で通告義務を伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守る役割を伝える

幼 稚 園

■児童虐待・養育困難家庭等把握から通告・相談までの流れ（初期対応）■

登園時の様子（送迎、園での準備の様子、活動中の様子（傷、痣、発言等）、家庭との連絡（面談・電話）等から虐待の疑い、養育困難な状況等を把握



■対応ルール■

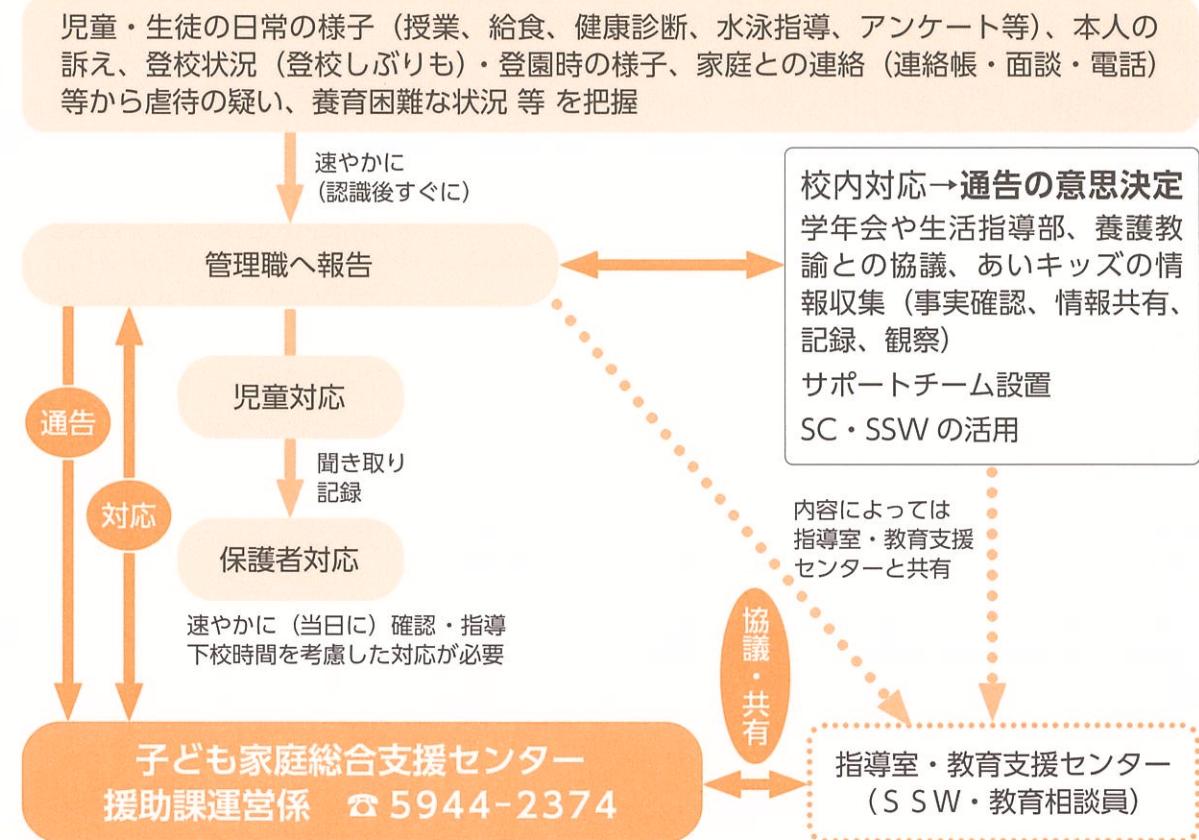
組織 決 定	通告等は事前に園長に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中で連携）する
子 ど も 優 先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保 護 者 対 応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える。
緊 急 対 応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事 故 対 応	重篤な案件、訴訟等のリスクがある案件は学務課と連携する

■ポイント■

早 期 発 見	生活の様子、連絡帳、家庭からの提出物等から児童虐待の疑いを把握する 健康診断（身体測定、内科健診、歯科検診等）において、児童虐待の早期発見に資するよう園医等と連携し必要な支援を受ける
周 知	入園説明会や保護者会等で通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える

小学校

■児童虐待・養育困難家庭等把握から通告・相談までの流れ（初期対応）■



■対応ルール■

組織決定	通告等は校長に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中で連携）する
校内対応	SCやSSW・教育相談等の支援も視野に入れて対応する
あいキッズ	利用児童の場合はあいキッズの連携情報も確認する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事故対応	重篤・訴訟等のリスクがある案件は指導室・教育支援センター等と連携する

■ポイント■

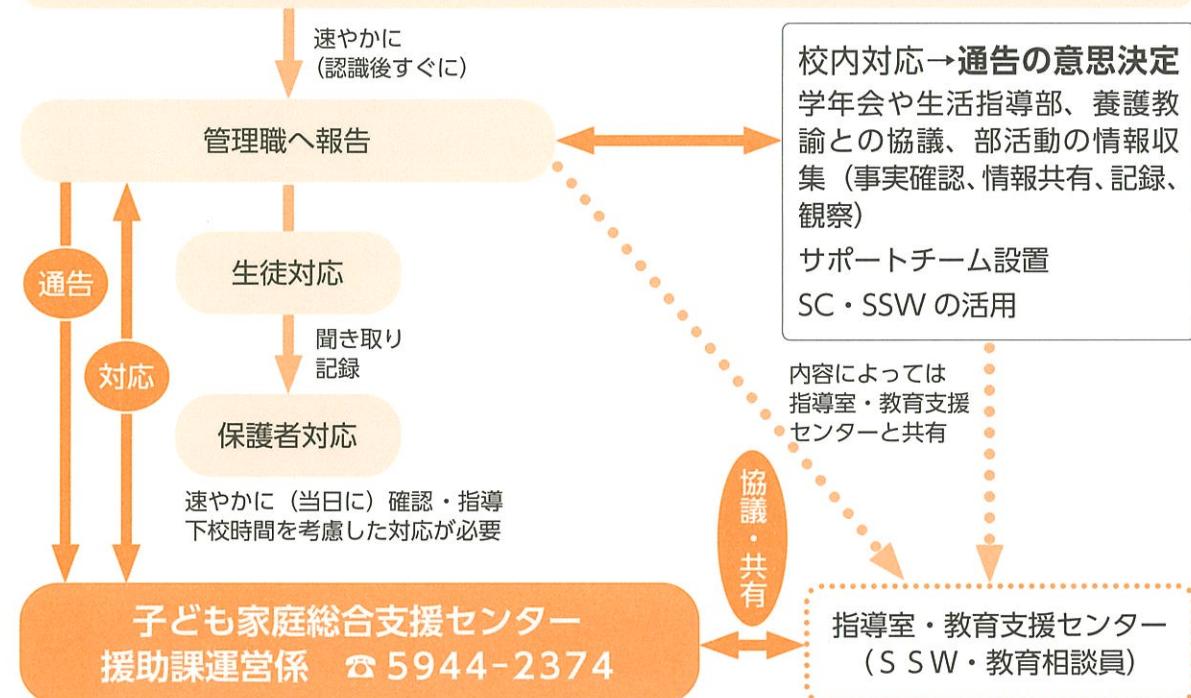
早期発見	生活の様子、連絡帳、家庭からの提出物等から児童虐待の疑いを把握する 健康診断（身体測定、内科健診、歯科検診等）において、児童虐待の早期発見に資するよう園医・学校医、学校歯科医等と連携し必要な支援を受ける
周知	学校説明会や保護者会等で通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える

SC = 都派遣のスクールカウンセラー SSW = 区採用のスクールソーシャルワーカー

中学校

■児童虐待・養育困難家庭等把握から通告・相談までの流れ（初期対応）■

生徒の日常の様子（授業、給食、健康診断、部活動、アンケート等）、本人の訴え、登校状況（登校しぶりも）・登園時の様子、家庭との連絡（面談・電話）等から虐待の疑い、養育困難な状況等を把握



■対応ルール■

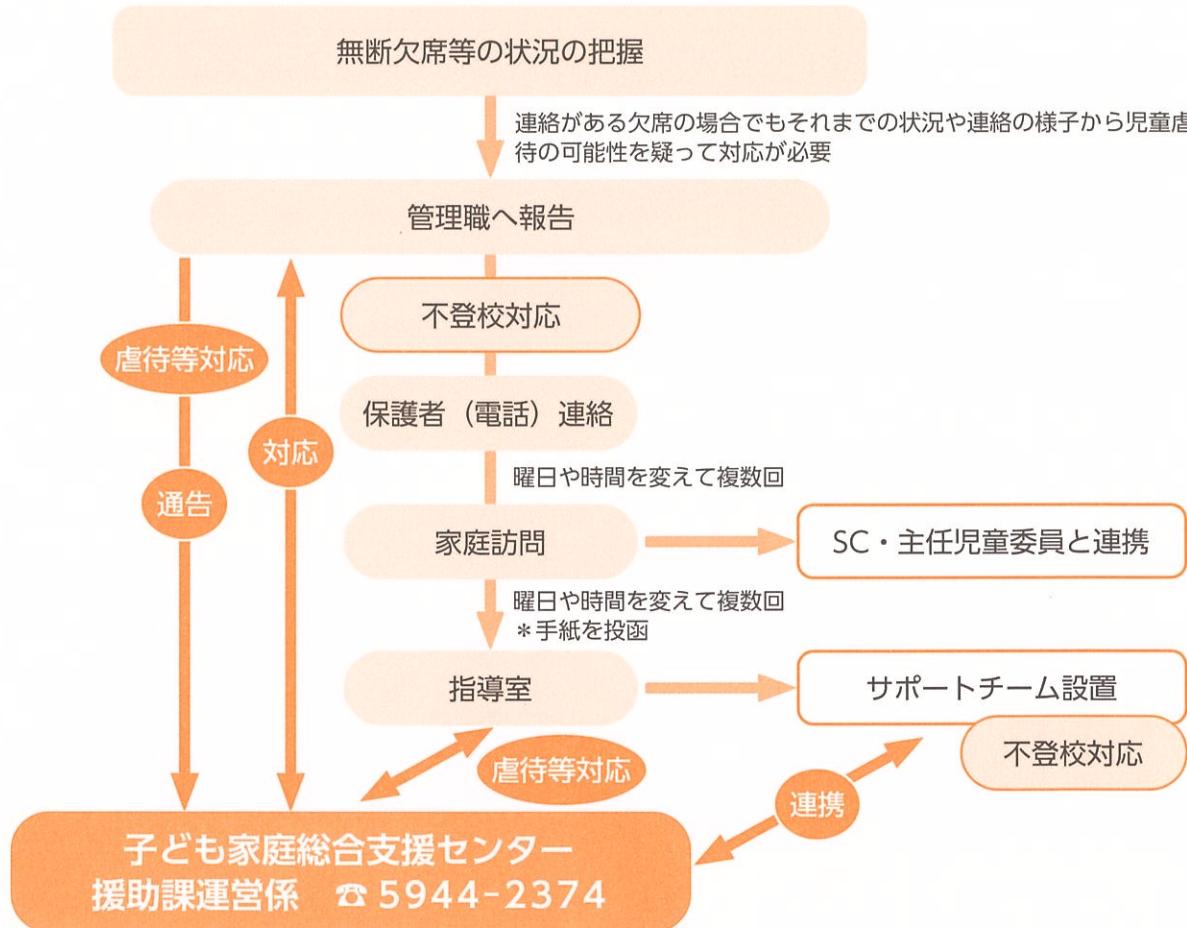
組織 決 定	通告等は校長に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中で連携）する
校 内 対 応	SC や SSW・教育相談等の支援も視野に入れて対応する
子 も 優 先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保 護 者 対 応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊 急 対 応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事 故 対 応	重篤・訴訟等のリスクがある案件は指導室・教育支援センター等と連携する

■ポイント■

早期発見	生活の様子、家庭からの提出物等から児童虐待の疑いを把握する 健康診断（身体測定、内科健診、歯科検診等）において、児童虐待の早期発見に資するよう園医・学校医、学校歯科医等と連携し必要な支援を受ける
周知	学校説明会や保護者会等で通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える

SC =都派遣のスクールカウンセラー SSW =区採用のスクールソーシャルワーカー

■不登校の生徒児童への対応の流れ（初期対応まで）■



■対応ルール■

組織決定	通告等は校園長に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中で連携）する
対応ルート	（虐待等対応（親のネグレクトや家庭環境に起因する不登校の場合））の場合は子ども家庭総合支援センターへ通告。（不登校対応（その他の不登校の場合））は一義的に学校で対応する
校内対応	SCやSSW・教育相談等の支援も視野に入れて対応する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する家庭訪問等の際は児童虐待の可能性も視野に入れて安全を確認する
保護者対応	虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える 一切連絡に応じない場合は指導室等と連携しサポートチームを設置する 虐待の可能性も考慮し、子ども家庭総合支援センターと連携（児童虐待対応）する
事故対応	重篤・訴訟等のリスクがある案件はサポートチーム・指導室・教育支援センター等と連携する

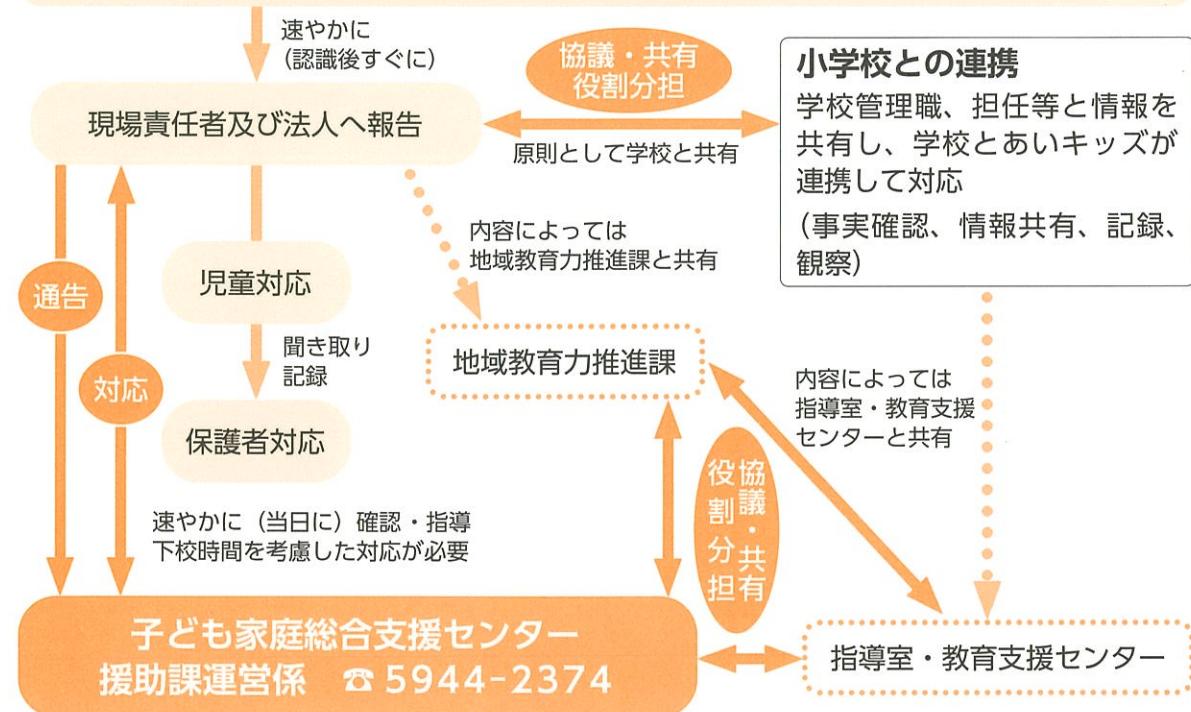
■ポイント■

周知	入学・入園説明会等で通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える
経過対応	不登校対応は初期対応とともに各機関が連携した「経過対応」が重要となる

あいキッズ（板橋区放課後対策事業）

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■

児童の放課後の様子（遊び、体験交流等）、送迎時の保護者との様子（児童への接し方、家庭との連絡（連絡帳・面談・電話）等から虐待の疑い、養育困難な状況等を把握



■対応ルール■

組織決定	通告等は現場責任者等に報告・協議（きょうだい関係により保幼小中と連携）
学校連携	小学校と連携した対応を行う
学校対応	SCやSSW・教育相談等の支援も視野に入れて対応する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センター、学校と役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事故対応	重篤・訴訟等のリスクがある案件は学校・指導室・教育支援センター等と連携する

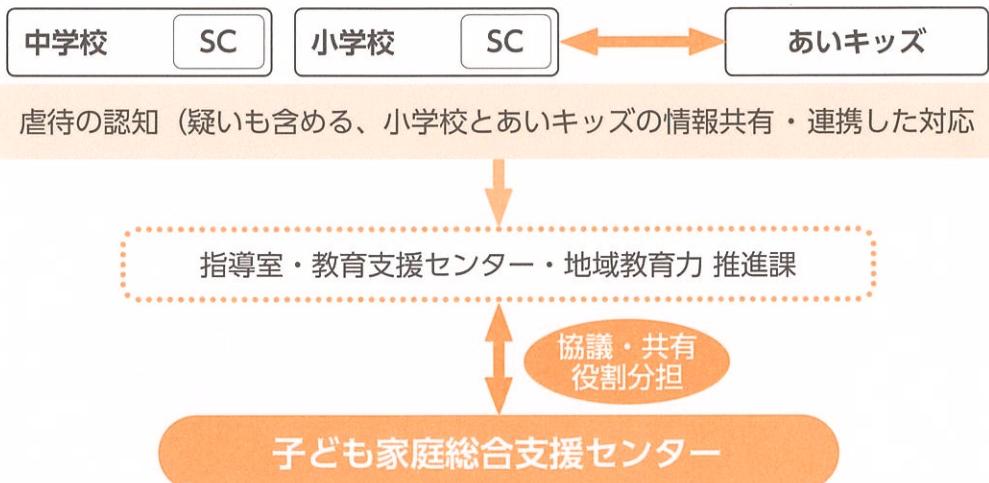
■ポイント■

早期発見	活動の様子、連絡帳、送迎時等の様子から児童虐待の疑いを把握する
周知	利用申請時等に通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える

指導室・教育支援センター・地域教育力推進課

児童虐待等への対応については、学校・あいキッズだけでの対応には限界がある。保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合、訴訟リスクのある場合等、指導室、教育支援センター、地域教育力推進課等の教育委員会を含めた組織的な対応が必要

■児童虐待対応の流れ



■児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 31 年 2 月）

新たなるルール：文部科学省、内閣府、厚生労働省と連名

- ①学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること
- ②保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること
- ③要保護児童等が休業日を除き、引き続き 7 日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること

■「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年 5 月）

■「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）成立により親権者等による体罰が禁止されたことを踏まえ改訂（令和 2 年 6 月）

3 つのルール、虐待対応の手引きに沿った対応を進めるには
学校・あいキッズ、教育委員会（指導室・教育支援センター、地域教育力推進課）、子ども家庭総合支援センター等の連携した対応が必須

学校・教職員の役割、責務（児童虐待の防止等に関する法律）

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ②虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力をすること（努力義務）
- ④虐待防止のための子ども等への教育に努めること（努力義務）

健康福祉センター

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■

地区活動や保健福祉事業の中で、虐待の疑い、養育困難な状況等を把握



■対応ルール■

組織決定	通告等は事前に係長・所長に報告・協議する
所内対応	所内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
保護者対応	相談・訪問・健診等での親からの相談、子どもの様子から虐待等（疑いを含める）を把握した場合は、その場で保護者に確認して通告する 子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する 家庭訪問等の際は児童虐待の可能性も視野に入れて安全を確認（現認）する

■ポイント■

早期発見	健康診査、相談、家庭訪問等の様子から児童虐待の疑いを把握する
周知	健康診査、面接、相談等の際に通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える
経過対応	特定妊婦については、初期対応のみではなく、出産前後の支援や出産後の養育環境の確認、乳児期の健康診査受診、保育園等への入園など経過対応が重要である
参考	母子保健法第5条2項 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

■特定妊婦への対応の流れ（初期対応まで）■

妊娠届書（アンケート）・妊婦面接（アンケート）・関係機関からの連絡等で把握

地区担当保健師が妊婦の課題に対し方針を決めアプローチする
ハイリスク妊婦：若年・高齢出産・22週以降の届出、精神疾患既往・育児協力者なし・
多胎・妊婦の喜びなし・経済不安あり・未婚・外国籍等

事例検討 月1回（全保健師・所長参加、子家総職員同席）

対象者の状況について報告し協議する

子ども家庭総合支援センターへは「特定妊婦対応依頼」で依頼する

個別ケース検討会議

協議・共有・進行管理

子ども家庭総合支援センター
援助課運営係 ☎ 5944-2374

■乳幼児健康診査未受診児への対応の流れ（初期対応まで）■

通知に対する反応なし

電話連絡 日時、曜日を変えて2回以上、家庭へ架電し状況を確認する。連絡が取れた場合は、状況の確認、児の健康状態の確認、保護者への指導を行う

家庭訪問 電話連絡で連絡が取れない場合は、在籍確認をしたうえで日時、曜日を変えて2回以上家庭訪問する。一回目の訪問の際に手紙を残す等アプローチを行う。手紙には〇月〇日までに連絡が取れない場合は、子ども家庭総合支援センターへ連絡する旨を記載する

所長へ報告 手紙に記載した期限までに連絡がない場合、通告扱いとなるため、所長への報告、所内での情報共有を経て子家総への通告意思を決定する

文書で報告 「乳幼児健診 未受診児報告」に必要事項を記載し、決裁をとり子ども家庭総合支援センターへ鍵付きバックに入れ送付する

協議・共有

子ども家庭総合支援センター
援助課運営係 ☎ 5944-2374

児童館

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■

保護者からの相談、親子の関わり方、子どもの様子等から虐待の疑い、養育困難な状況等を把握（親からの相談の内容からDV・児童虐待等の可能性を想定した対応が必要）



■対応ルール■

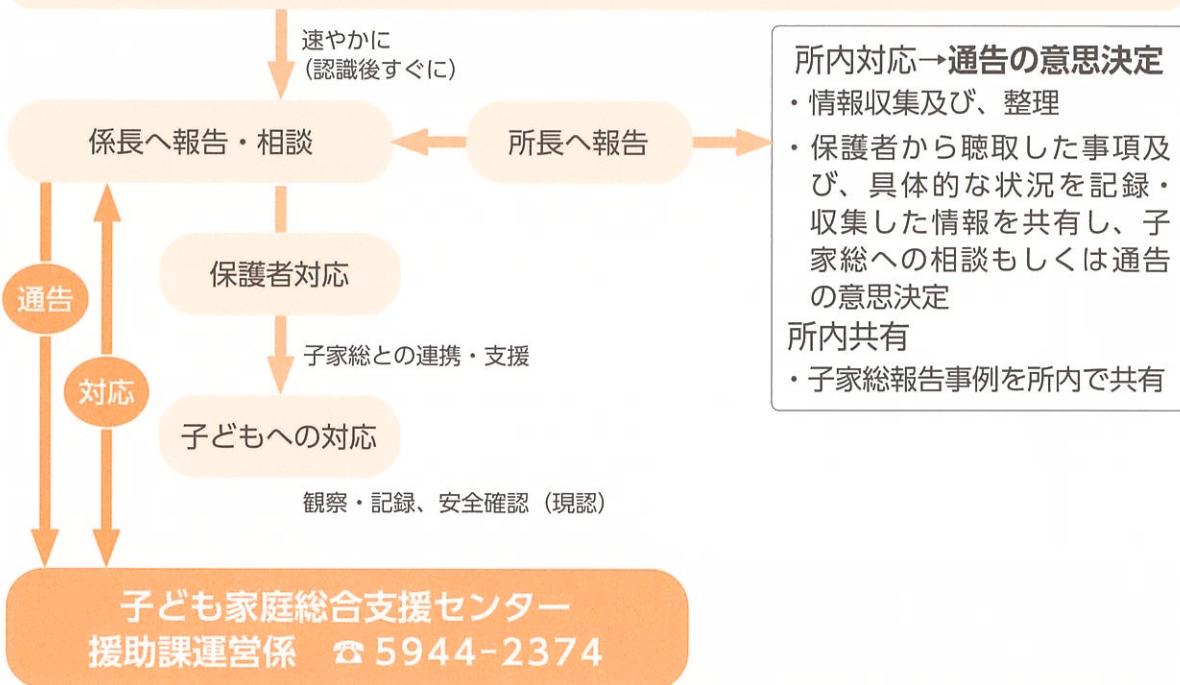
組織決定	通告・相談は館長に報告・協議する
館対応	館内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
事故対応	重篤な案件、訴訟等のリスクがある案件は子育て支援課と連携する
相談対応	相談対応の際にも児童虐待やDV等の可能性を想定して対応する
利用児対応	未就学児が保護者を同伴せず来館した場合、児童虐待を疑い対応する

■ポイント■

早期発見	活動の様子、送迎時等の様子から児童虐待の疑いを把握する 相談対応の中でDV・児童虐待・養育困難等の課題を把握する
周知	利用申請時等に通告義務があることを伝える 子ども家庭総合支援センターと連携して子どもの安全を守り支援する役割を伝える

福祉事務所

世帯訪問・面接時に、保護者からの相談、親子の関わり方、子どもの様子、DV相談、ヤングケアラー等から虐待の疑い、養育困難な状況等を把握。



■対応ルール■

組織決定	通告・相談は係長・所長に報告・協議する
所内対応	所内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
子ども優先	子ども家庭総合支援センターとの連携を基本として、保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	緊急性・危険性の有無を鑑みたうえ、虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	子どもが、保護者・監護者等と一緒にいることを嫌がる場合等は、一時保護を見据えて早急に対応する
相談対応	相談対応の際にも児童虐待やDV等の可能性があることを想定する家庭環境が子どもの養育に適しているのかを把握する
DV対応	サービス利用等も含めて子ども家庭総合支援センターの関与が必要な場合は相談する母子生活支援施設入所検討時にも必要に応じた連携をする

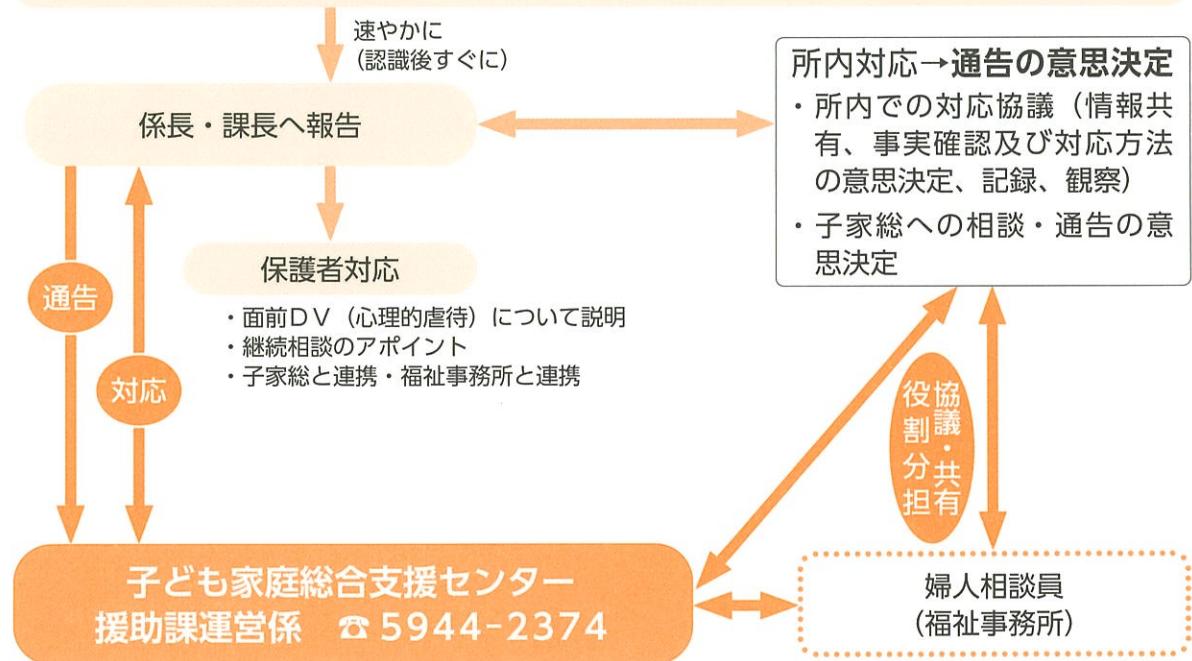
■ポイント■

早期発見	相談対応、生活保護家庭への訪問等の際から児童虐待の疑いを把握する 児童虐待、DV、ヤングケアラー、養育困難等の視点を持って対応する 子ども家庭総合支援センター報告事例を所内で共有し、虐待等へのアンテナを張って対応する
------	--

男女平等推進センター・男女社会参画課

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■

相談から子どもの面前でのDVまたは夫婦喧嘩の事実を把握



■対応ルール■

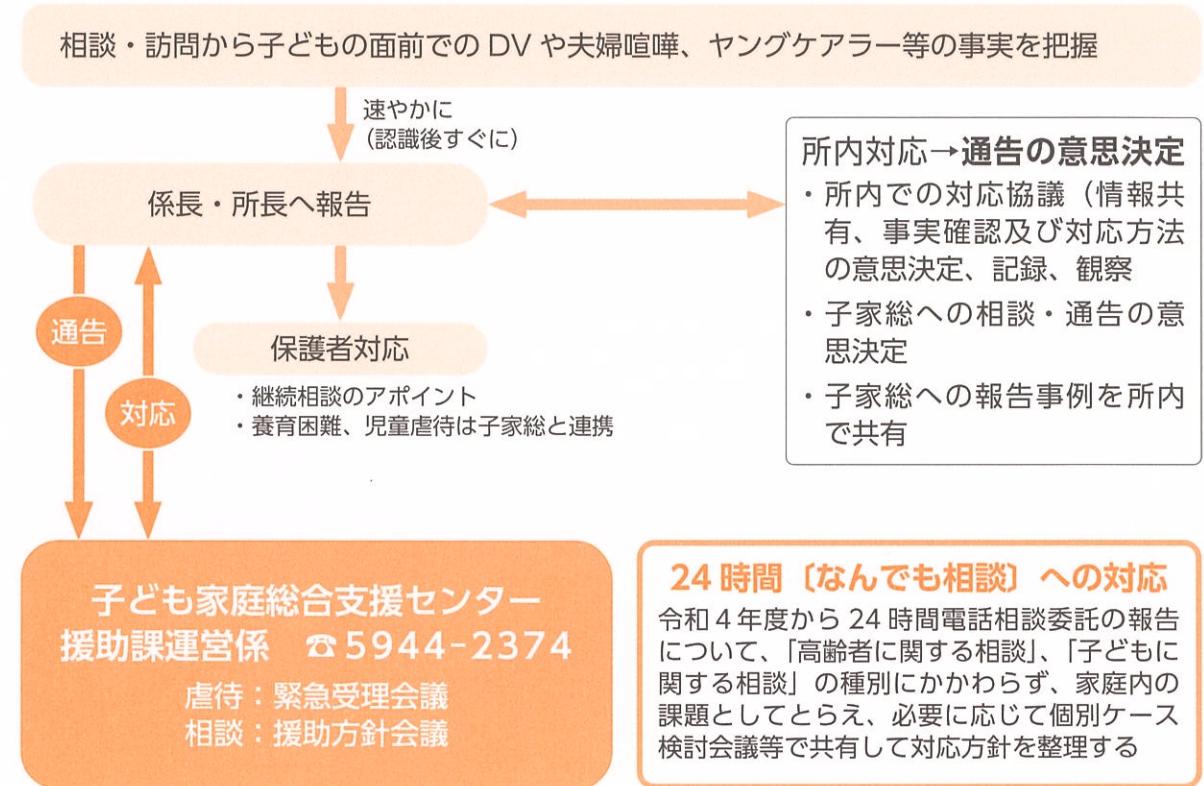
組織 決 定	通告・相談は係長・課長に報告・協議する
所 内 対 応	課内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
母 子 優 先	母子の安全確保を確保するとともに、子どもの権利にも配慮して対応する
保 護 者 対 応	面前DVは児童虐待（心理的虐待）に該当することを説明する 虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える 相談等から他に虐待の疑いがある場合も子家総へ連携する 子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う
福 祉 事 務 所	母子生活支援施設の利用や緊急一時保護等が必要な場合は婦人相談員（福祉事務所）と連携する
相 談 対 応	相談対応の際にも児童虐待やDV等の可能性があることを想定する 家庭環境が子どもの養育に適しているのかの把握する
D V 対 応	サービス利用等も含めて子家総の関与が必要な場合は相談する 母子生活支援施設入所検討時にも必要に応じた連携が必要する 緊急性がある場合、福祉事務所の婦人相談員と連携し避難について対応する

■ポイント■

早 期 発 見	相談対応から児童虐待の疑いを把握する 面前DVは児童虐待として対応する
---------	--

おとしより保健福祉センター

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■



■対応ルール■

組織決定	通告・相談は係長・所長に報告・協議する
所内対応	所内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子どもがいる家庭については、児童虐待等の可能性を視野に入れて対応する子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護を見据えて早急に対応する
相談対応	相談対応の際にも児童虐待やDV等の可能性があることを想定する家庭環境が子どもの養育に適しているのかの把握する

■ポイント■

早期発見	相談・訪問等から家庭状況等の把握を通じて児童虐待の疑いを把握する 介護世帯等でDV（心理的虐待）、ヤングケアラー（ネグレクト）、けが（身体的虐待）、ダブルケア（養育困難）等子家総へ通告・連携する 子ども家庭総合支援センターへの報告事例を所内で共有し、虐待等へのアンテナを張って対応する
------	--

障がい政策課・障がいサービス課・健康推進課

■虐待情報の把握から通告・対応の流れ（初期対応まで）■

障がい者虐待防止センターの報告から養護者による虐待（疑い含む）の情報を把握し、被害者が18歳未満である場合



■対応ルール■

組織決定	通告・相談は係長・所長に報告・協議する 子ども家庭総合支援センターに通告した場合は、管轄の福祉事務所にも連絡する ケース対応においては子ども家庭総合支援センターが福祉事務所と連携する
課内対応	課内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護も見据えて早急に対応する
相談対応	家庭の状況等を通じて児童虐待や子どもの生活環境を把握する 家庭環境が子どもの養育に適しているのかの把握する

■ポイント■

早期発見	施設やサービス等で家庭での児童虐待等の疑いを把握する
役割	障がい者虐待防止センターの報告から養護者による虐待（疑い含む）の情報を把握した場合、被害者が18歳未満であれば児童虐待として取り扱う

■子ども発達支援センター・発達障がい者支援センターとの連携■

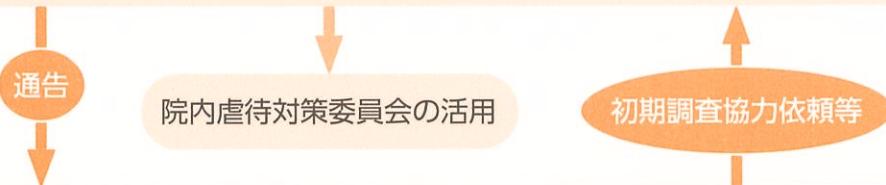
各種相談・教室で把握した児童虐待や養育困難等についても、必ず所内責任者に報告及び所内で情報共有の上、子ども家庭総合支援センターへ連携する

その際に各主管課（健康推進課・障がいサービス課）へ報告する

医療機関

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■

日々の診療や健診を通して児童虐待（疑いを含む）等を認知
日々の診療や健診を通して特定妊婦の把握



■院内虐待対策委員会・専門スタッフとの連携

複数の診療科や専門スタッフを有し、小児緊急医療の重責を担う“病院”においては、児童虐待への迅速な判断と行動、関係機関（子家総）への連携が求められている

■板橋区要保護児童対策地域協議会代表者会議・個別ケース検討会議

区全体の児童虐待への対応の検討や、個別ケース検討会議における個別ケースへの医療的な対応等多方面にわたった連携が必要となる

■特定妊婦への対応

若年・精神科の受診歴・予期せぬ妊娠・被虐待歴・経済的困窮・DVを受けている等複数のリスク要因が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれる特定妊婦については、健康福祉センター、子家総、医療機関、福祉事務所等が連携して対応することが必要である

妊娠中から出産後の虐待のリスクアセスメントと母子分離の判断を適時に要することが特徴であり、特に虐待の発生予防の観点から、妊娠期から出産直後又は出産後まもなくの母子分離の判断が必要とすることなどから、連携した対応が必要である

■各医院での対応

区内各医院においても、児童への診察、保護者への診察、予防接種、健康診断等の各種機会を通じて児童虐待等の可能性を把握した場合は、迷わずに子家総へ通告等を行う

■歯科医院での対応

区内各歯科医院においても、児童への診察、保護者への診察、歯科検診等の各種機会を通じて児童虐待等の可能性を把握した場合、また児童の口腔ネグレクトの状況を把握した場合は、子家総へ通告等を行う

■子家総へ通告時のポイント

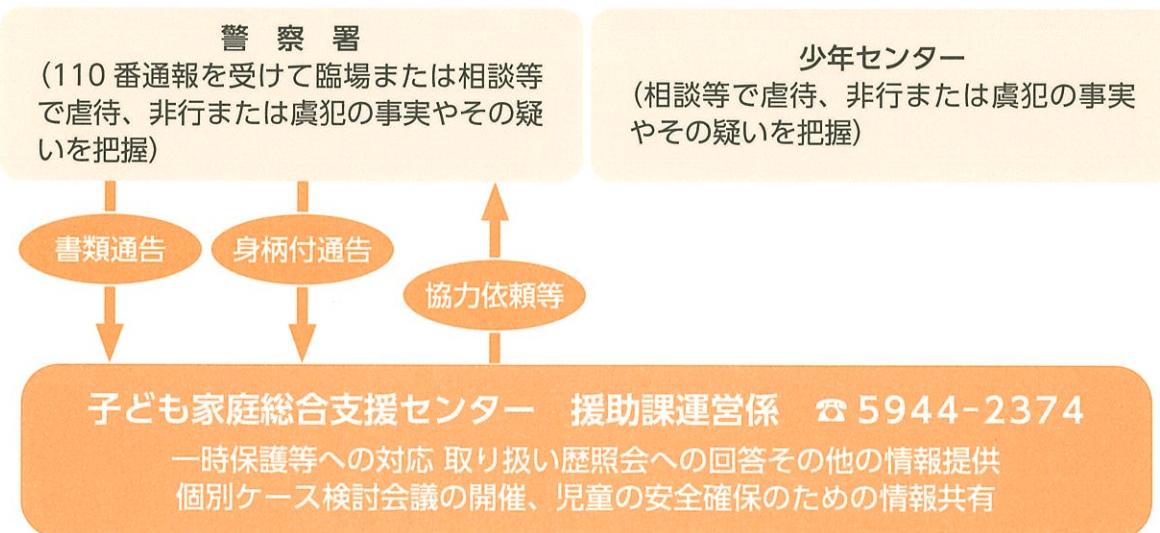
虐待（疑いを含む）の可能性を認知した場合には、子家総へ通告を行う。その際下記①～⑥の情報を整理することが望ましい

- ①受診の経緯
- ②病院が虐待を疑った理由
- ③保護者が医者等に話した内容
- ④子どもの現在の医学的な危険度
- ⑤医学的な予後
- ⑥その他

■児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

（平成24年11月30日雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号）

警察署・少年センター



●虐待の疑い、非行、虞犯等の把握

110番通報を受けて臨場または来署相談等で虐待、非行、虞犯の事実や疑いを把握する

●係属歴確認等の照会

当該児童に係る過去の取り扱い状況等について照会し、その情報について勘案したうえで、子ども家庭総合支援センターへの通告要否を判断する

●取り扱い歴照会への回答その他の情報提供

照会に対しては、記録等を確認し、回答する。また、虐待事案について、必要に応じて情報提供する。さらに居所不明児童について、必要な調査をしても居所が判明しない場合は、管轄警察署に相談する

●個別ケース会議の開催、児童の安全確保のための情報共有

虐待事案について積極的に個別ケース検討会議を開催し、相互の情報共有を図る。また、この他にも事案の緊急性及び必要性に応じて隨時相互の情報共有に努め、児童の安全確保に努める

■ポイント■

- *板橋警察署、志村警察署、高島平警察署とは、平成30年2月2日に「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定」を締結している
- *子ども家庭総合支援センターでは対応が困難な、緊急かつ重篤な事例、危険を伴う事例、休日夜間の事例への対応等警察機関との協力連携が子どもの命を守るために重要である
- *子ども家庭総合支援センターでは一時保護も含んだ子どもへの対応や子どもや家庭への継続的な相談対応、サービスの紹介等の支援を担う

■児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について

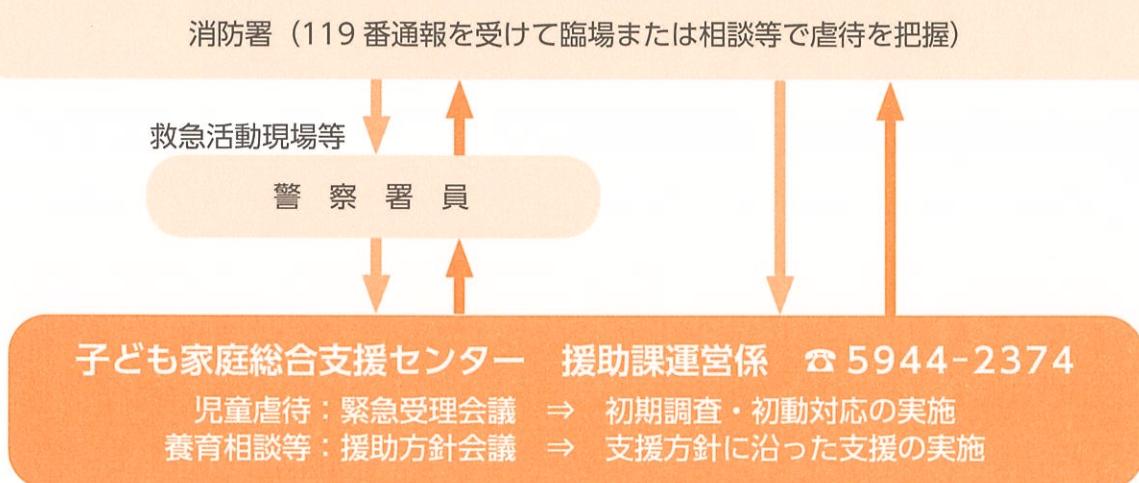
(平成30年8月30日子家発0830第1号)

■児童虐待への対応における警察との連携の強化について

(平成30年7月20日子家発0720第2号)

消防署

■虐待の疑い、養育困難の把握から通告・相談、対応の流れ（初期対応まで）■



●虐待の疑い、養育困難な状況等の把握

救急現場等で児童虐待（疑いを含む）を把握した場合は、臨場した警察官と搬送先医療機関へ情報提供する

●子ども家庭総合支援センターへ連絡

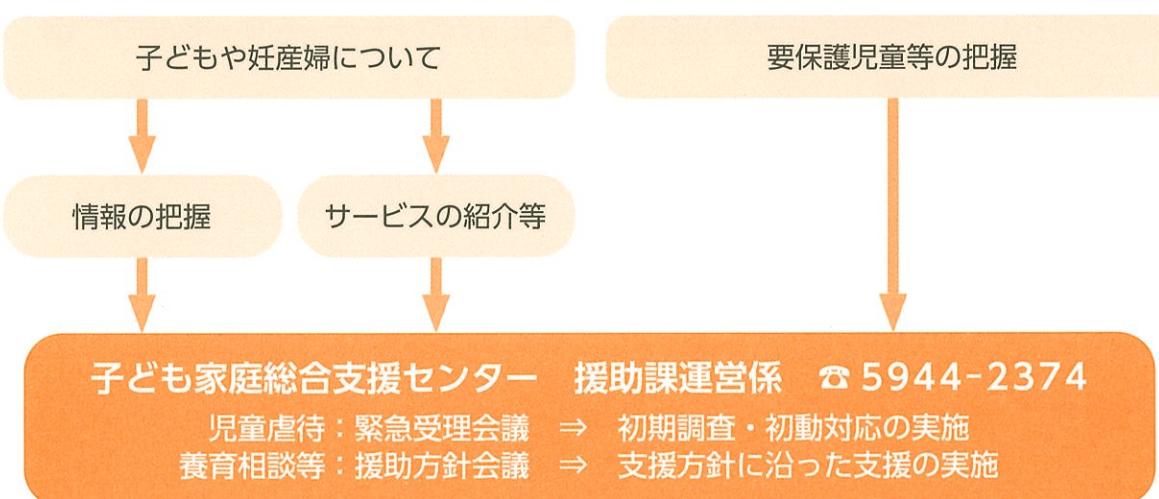
消防署は、児童虐待（疑いを含む）の情報を署内で共有し、子家総に通告する

消防署は、児童虐待（疑いを含む）の情報を相談等で知り得た場合は、署内で情報を共有し、子ども家庭総合支援センターに通告・相談する

●対応方針の共有

子ども家庭総合支援センターでは緊急受理会議・援助方針会議で決定した対応方針について、必要に応じて消防署と共有する

民生委員・児童委員、主任児童委員（所管：生活支援課）



■対応ルール■

子ども妊産婦	主任児童委員・児童委員の地域での見守り活動の中で把握した子どもや妊産婦に対して、必要な情報の提供、サービスの紹介等を行い、保護者の困り感が強い場合等は子ども家庭総合支援センターへ連絡する
要保護児童等	地域での活動の中で要保護児童等を発見した場合、または要保護児童等発見者からの通告を受けた場合は、子ども家庭総合支援センターへ通告する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	直接保護者と対応する場合、専門機関（子家総）へ連絡することを伝える
通告後の対応	通告後の家庭への対応内容については、子家総から通告者、要保護児童発見者（区民等）への開示は行わない
緊急対応	家に帰りたがらない場合等は一時保護も見据えて早急に対応する

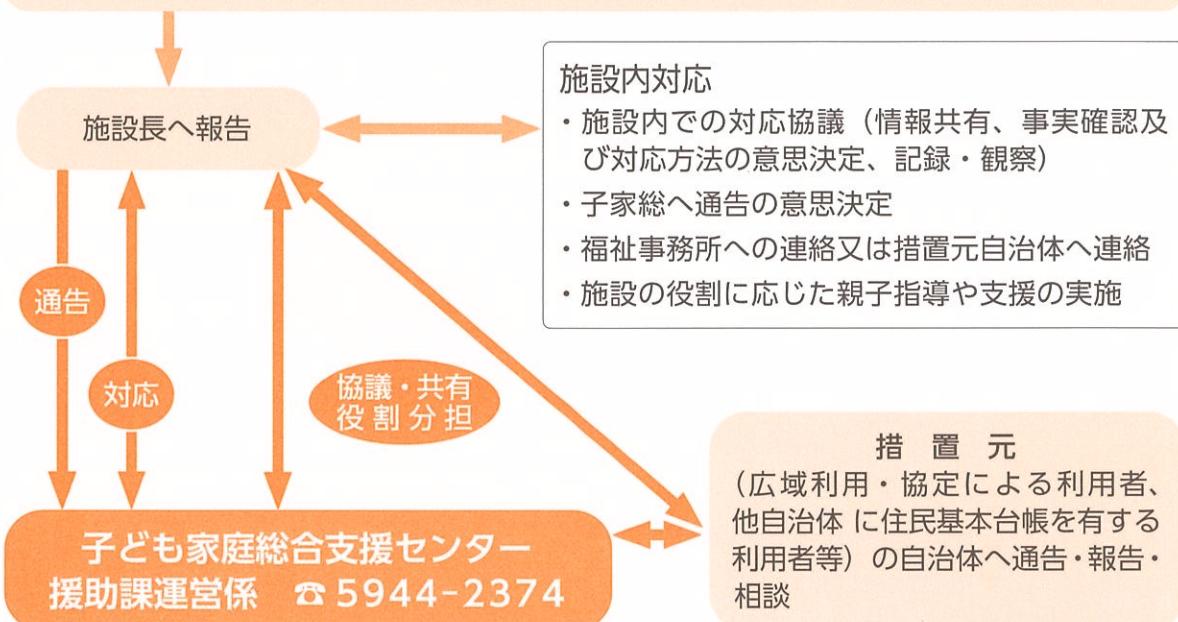
■ポイント■

早期発見	児童虐待（疑いを含む）の情報を把握した場合、子家総と相談する
守秘義務	地域での活動の中で把握した情報等の秘密の保持については特に注意が必要 子ども家庭総合支援センターへの通告内容、相談内容は他に漏らさない
会議の活用	児童委員、児童相談所、学校及び子ども家庭総合支援センター等の関係機関による地区連絡会（四者協）を有効に活用し、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う。

母子生活支援施設「カーサはるにれ」・宿所提供之施設「ふじみ」「小豆沢荘」

■虐待情報の把握から通告・対応の流れ（初期対応まで）■

母子生活支援施設、宿所提供之施設入所中、または退所後の相談を受ける中で、養護者による虐待（疑い含む）の情報を把握



■対応ルール■

組織決定	通告・相談は施設長に報告・協議する 子ども家庭総合支援センターに通告した場合は、福祉事務所にも連絡する。保健師の関与がある場合は、健康福祉センターにも連絡する。ケース対応においては、子家総と福祉事務所、健康福祉センターと連携する。
所内対応	施設内協議により事実確認、情報共有等を行い子家総への通告等を検討する
子ども優先	保護者との関係性を大事にしながらも子どもの権利・安全を優先して対応する
保護者対応	子ども家庭総合支援センターとの役割分担をしたうえで、保護者へのけがの状況の確認や注意喚起、指導等を行う。虐待等対応の場合、専門機関（子ども家庭総合支援センター）へ連絡することを伝える
相談対応	生活の支援・退所後の相談の中で、養護者による児童虐待等（疑い含む）の情報を把握した場合、児童虐待として取り扱う
緊急対応	児童が保護者との生活を望まない場合等は一時保護も見据えて早急に対応する

■ポイント■

役割	施設内での母子の様子等の把握から児童虐待の疑いや養育状況を把握する
一時保護	措置元の自治体との協議が必要なため、措置元の自治体へ連絡する
サービス利用	住民基本台帳がない場合の子家総のサービス利用は、措置元自治体へ連絡し対応する

児童養護施設

■児童養護施設との連携イメージ■



■役割分担■

●子ども家庭総合支援センター

これまで、児童相談所と子ども家庭支援センターが担ってきた役割を子ども家庭総合支援センターで行うこととなる。

必要な調査の後、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき児童相談所長の権限において対象児童を児童養護施設へ措置入所させる

措置を解除し対象児童を家庭に復帰させる際には、対象児童や復帰先である家庭の状況について十分に調査を行う

特に主訴が虐待の場合は「家庭復帰のためのチェックリスト」を活用するなどして十分に調査を行う

家庭復帰後もこれまで子ども家庭支援センターが担ってきたように地域における支援を継続する

●児童養護施設

児童養護施設から措置解除により子どもを家庭等に帰す場合には、個別ケース検討会議に参加し情報の共有を行う

児童養護施設でのアフターフォローの中で把握する情報等について必要に応じて子ども家庭総合支援センターと情報共有を行う

民間団体・NPO法人・地域サークル等

■民間団体・NPO法人・地域サークル等との連携イメージ ■

民間団体・NPO法人・地域サークル等

- 各団体等での活動での児童や保護者の様子、行動のなかで
- 虐待を疑う状況
 - 養育困難、不安の保護者の状況
 - その他支援が必要な状況



子ども家庭総合支援センター 拠点課運営係 ☎ 5944-2374

- 児童虐待：緊急受理会議 ⇒ 初期調査・初動対応の実施
養育相談等：援助方針会議 ⇒ 支援方針に沿った支援の実施

●活動の中で

各団体の活動の中で、虐待を疑う状況・養育困難、不安の保護者の状況、その他支援が必要な児童や家庭の状況を把握する

●子ども家庭総合支援センターへ連絡

通告・相談・情報提供の判断は不要。速やかに子家総に連絡。必要に応じて子家総の相談員が状況の確認を行う

■ポイント■

*通告後の対応については、通告者への開示は行わない

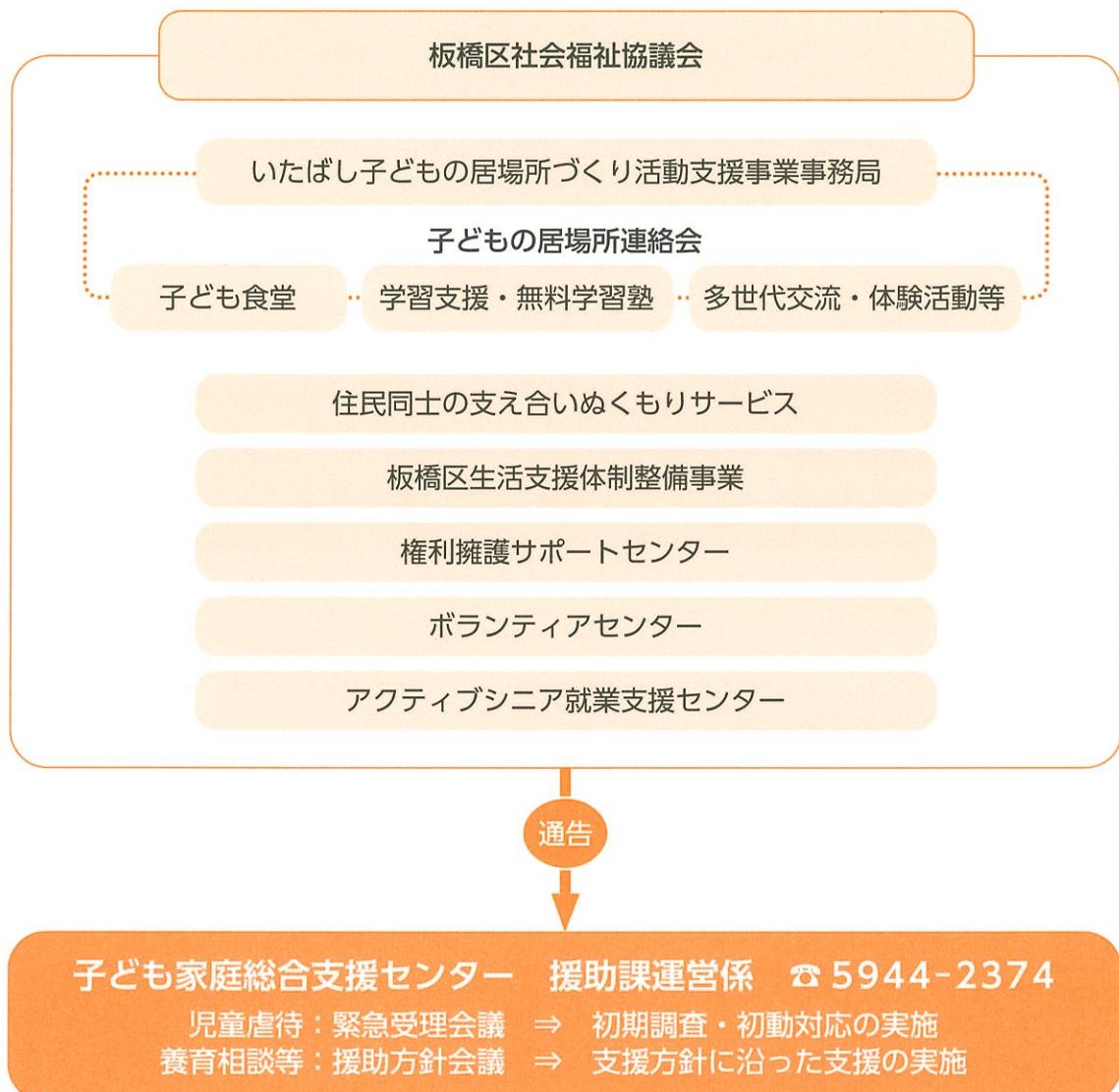
児童虐待の防止等に関する法律においては、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」に努めなければならないとされている

子どもの虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であるため、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について図っていく必要がある

区の子どもや家庭に関わる全ての関係機関や団体が虐待の早期予防や早期発見の視点、養育不安を抱えている保護者への支援の視点を持つことが重要である

社会福祉協議会

■社会福祉協議会との連携イメージ■



●各種事業・活動の中で

社会福祉協議会が関与する各種事業・活動の中で、虐待を疑う状況・養育困難、不安の保護者の状況、その他支援が必要な児童や家庭の状況を把握する

また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応について各種団体・協力者等へ意識啓発等を行う

●虐待の疑い、養育困難な状況等の把握

各相談業務で児童虐待（疑いを含む）を把握した場合は、管理職及び関係機関へ情報提供する

●子ども家庭総合支援センターへ連絡

通告・相談・情報提供の判断は不要。速やかに子家総に連絡。必要に応じて子家総の相談員が状況の確認を行う

■ポイント■

* 通告後の対応については、通告者への開示は行わない

東京少年鑑別所・東京法務少年支援センター

東京少年鑑別所・東京法務少年支援センター

所内での児童や保護者の様子、行動のなかで

- 虐待を疑う状況
- 養育困難、不安の保護者の状況
- その他支援が必要な状況



子ども家庭総合支援センター 拠点課運営係 ☎ 5944-2374

児童虐待：緊急受理会議 ⇒ 初期調査・初動対応の実施
養育相談等：援助方針会議 ⇒ 支援方針に沿った支援の実施

●虐待の疑い、養育困難な状況等の把握

鑑別所内や各相談業務で児童虐待（疑いを含む）を把握した場合は、管理職及び関係機関へ情報提供する

●子ども家庭総合支援センターへ連絡

東京少年鑑別所は、児童虐待（疑いを含む）の情報を所内で共有し、子ども家庭総合支援センターに通告する

東京法務少年支援センターは、児童虐待（疑いを含む）の情報を相談等で知り得た場合は、所内で情報を共有し、子ども家庭総合支援センターに通告・相談する

●対応方針の共有

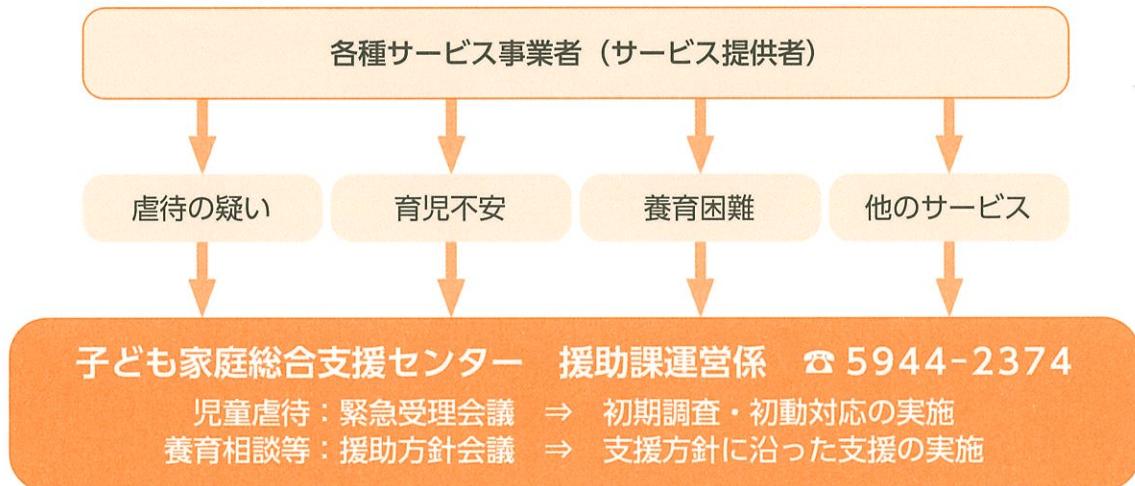
子ども家庭総合支援センターでは緊急受理会議・援助方針会議で決定した対応方針について、必要に応じて東京少年鑑別所・東京法務少年支援センターと共有する

●連携

- (1) 子ども家庭総合支援センターが行うアセスメントへの協力
- (2) 問題行動のある児童等への関わり方に関する助言・提案
- (3) 同児童等への心理支援や、その親等への心理支援や、その親等への心理教育プログラム
- (4) 事例検討会における助言・提案
- (5) 非行・犯罪の防止等をテーマとする研修や講習会の講師派遣などについて支援することが可能

ショートステイ・ファミリーサポート等のサービス

■各種サービス事業と子ども家庭総合支援センターとの連携イメージ■



●子どもや子育てに関するすべてのサービス

子どもや子育てに関するすべてのサービスの提供先である関係機関が、児童虐待や養育不安、養育困難等の保護者の状況や児童の様子にアンテナをはることが未然防止・早期対応に重要である

●相談・通告・支援が必要な状況の把握

虐待の疑い、保護者の育児不安や養育困難な状況、他のサービス利用のニーズ等を把握した場合は速やかに子ども家庭総合支援センターへ通告・相談・連携が必要である

●専門的対応

子家総では、虐待の有無の判断、その他支援の方針の決定、適切なサービスの紹介等その家庭や児童の置かれている状況に応じた対応を実施する

■ポイント■

- * 通告後の対応については、通告者（事業者・事業提供者）への対応結果等の開示は行わない
- * 相談・通告の際には、事業者等で虐待であるかどうかの判断は不要。疑いがあったら直ちに通告する
- * 保護者の困り感に応じて、子ども家庭総合支援センターを紹介する等未然防止の取り組みが重要である

■情報の共有■

- * DV逃げ、被虐児童・養育困難家庭等のサービス利用の際には必要に応じて個別ケース検討会議を行う等情報の共有が必要となる

**板橋区子ども家庭支援指針
〔板橋区児童虐待防止対応ガイドライン〕**

■発行日：2022年8月発行
■編集・発行：板橋区子ども家庭総合支援センター
TEL 03-5944-2371
FAX 03-5944-2376

刊行物番号
R04-45